

# 近畿ブロック発注者協議会 第6回幹事会

日時：平成23年7月6日（水）

14：00～16：00

場所：大阪合同庁舎第1別館大会議室

## 議 事 次 第

### I. 開 会

### II. 挨拶（幹事長）

### III. 議 事

1. ブロック協議会の経緯と取り組み ……【資料－1】
2. 公共工事の品質確保向上に向けた取り組み ……【資料－2】
  - （1）総合評価方式の導入・拡大について
  - （2）総合評価方式の導入・拡大と対策について
    - ・総合評価落札方式における技術提案・指定テーマ事例集（案）【別冊】
  - （3）低入札対策について
3. 工事円滑化等の取り組みについて ……【資料－3】
4. 近畿地方整備局における取り組みについて ……【資料－4】
  - ・平成22年度総合評価方式実施結果
  - ・建設産業の再生と発展のための方策2011（近畿地方整備局建政部）
  - ・業務における総合評価方式について
5. その他

## 1. ブロック協議会の経緯と取り組み

- (1) ブロック協議会の設立趣旨について
- (2) これまでの経緯について
- (3) 取り組み状況について



平成23年7月6日

近畿地方整備局



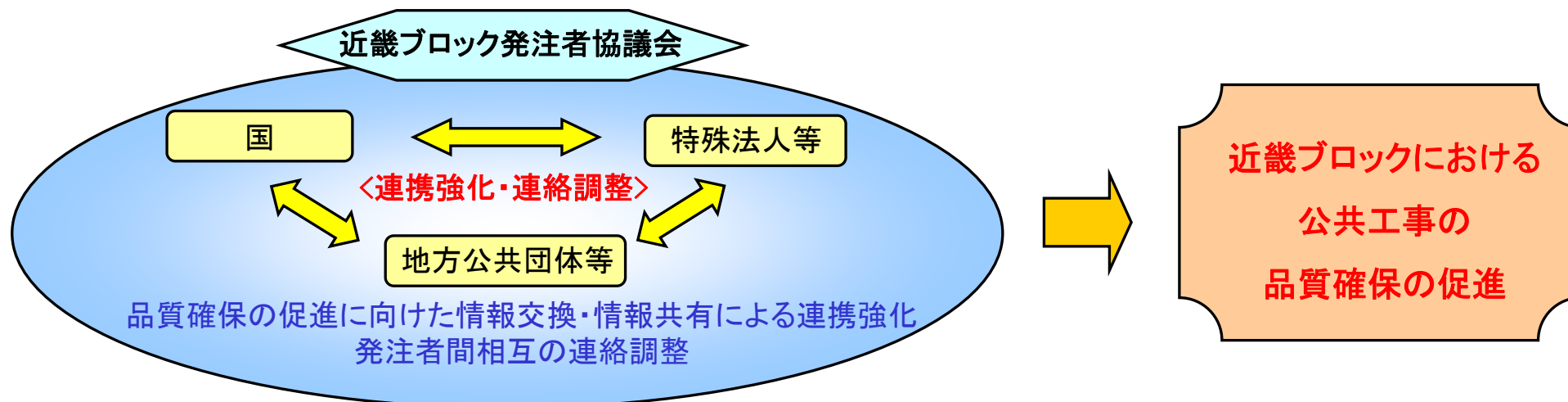
# (1)ブロック協議会の設立趣旨

近畿ブロック発注者協議会(第6回幹事会)

## 発注者協議会設置の背景

- 平成17年4月に「品確法」が制定。公共工事の品質確保は全ての発注者の責務に。
- しかし、地方公共団体において総合評価方式の普及が遅れていること等の課題が指摘され、公共工事の品質確保に懸念。
- 平成20年度3月28日の品確関係省庁連絡会議申し合わせ「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」においても、「上記に掲げた施策が効果的に機能するよう、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者間の連絡調整を図るため、地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置する。」と記載されており、平成20年11月13日に第1回発注者協議会を設置・開催に至った。

## 発注者協議会の役割





# (1) ブロック協議会の設立趣旨

近畿ブロック発注者協議会(第6回幹事会)

## 協議会の参加機関(協議会・幹事会で構成)

### ■国の地方支分局【 14機関 】

近畿管区警察局、近畿財務局、大阪国税局、近畿農政局、近畿中国森林管理局、近畿経済産業局、近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局、第五管区海上保安本部、第八管区海上保安本部、近畿地方環境事務所、近畿中部防衛局、大阪高等裁判所

### ■地方公共団体【 25機関 】

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、※各府県代表市町村(福井市、池田町、大津市、愛荘町、**長岡京市**、井手町、**泉南市**、能勢町、たつの市、市川町、**橿原市**、**斑鳩町**、紀の川市、有田川町) ※平成23年6月末時点で、各府県市町村会長自治体による構成

### ■特殊法人等の支社等【 18機関 】

西日本高速道路(株)関西支社、本州四国連絡高速道路(株)、阪神高速道路(株)、関西国際空港(株)、(独)空港周辺整備機構大阪国際空港事業本部、(独)京都国立博物館、(独)奈良国立博物館、(独)京都国立近代美術館、(独)国立国際美術館、(独)奈良文化財研究所、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部大阪支社、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業西日本支社、(独)都市再生機構西日本支社、(独)日本原子力研究開発機構関西光科学研究所、(独)日本原子力研究開発機構敦賀本部、(独)万国博覧会記念機構、(独)水資源開発機構関西支社、日本下水道事業団近畿・中国総合事務所

全 57機関

連携

各府県地域発注者協議会



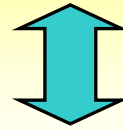
# (1)ブロック協議会の設立趣旨

近畿ブロック発注者協議会(第6回幹事会)

## 協議会の構成

近畿ブロック発注者協議会

全 57機関



幹事会

連携

## 各府県ブロック協議会

- ・すべての市町村(近畿ブロックで215市町村)が参加することが条件
- ・福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の7ブロックで構成
- ・新たに協議会を設置あるいは既存の協議会等を活用するなど各ブロック独自で設置
- ・品質確保に関する情報共有及び総合評価方式の導入など年度ごとの目標を設定



## (2)これまでの経緯

### 近畿ブロック発注者協議会(第6回幹事会)





## (3) 取り組みの概要

近畿ブロック発注者協議会(第6回幹事会)

### 1. 一般競争入札の拡大

公共工事の入札及び契約に関して不正を排除し、手続きの透明性・客観性、競争性の向上を図る。(地方自治法令上一般競争入札が原則)

### 2. 総合評価方式の導入・拡大

公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約によって確保されなければならない。(品確法)

### 3. ダumping受注の防止の徹底等

ダumping受注においては、つぎの弊害が想定されることから排除を徹底すること。

- いわゆるダumping受注は、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等、公共工事の品質確保に支障が生じかねない。
- 公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発達を阻害するおそれがある。
- 施工監督の強化等行政コストの増大を招く。

### 4. 予定価格等の公表の適正化

地方自治体では、法令上の制約がないことから事前公表が可能であるが、次のような弊害が想定されるため事前公表の取りやめ等の対応を行うこと。

- 事前公表の価格が目安となって適正な競争が行われにくくなる。
- 建設業者の見積もり努力を損なわせる
- 談合が一層容易に行われる可能性がある。

※公共工事の入札及び契約の適正化の推進について  
(平成20年3月31日)総行第38号・国総入企第35号による



### 1. 総合評価方式の導入・拡大

#### ◆ 取り組み

- ①各発注者(市町村を含む。)に共通した総合評価方式の導入に関する指標の設定とフォローアップ
- ②国や都道府県が実施する研修・講習会等への市町村職員の受入
- ③技術者不足の市町村に対する技術支援体制(国、府県職員によるアドバイザー)づくり 等

#### ◆ 目標

- ①市町村の総合評価方式導入拡大 目標導入率:80%(累計)
- ②市町村の総合評価方式導入拡大 目標導入率:50%(単年度)
- ③府県の工事発注件数に対する総合評価方式導入率 目標導入率:20%

### 2. 品質確保に関する取組の情報共有・促進等

#### ◆ 取り組み

- ①地方公共団体における予定価格等の事後公表への移行促進
- ②工事成績評定データの共有化に向けた課題調整 等

#### ◆ 目標

- ①予定価格等の事後公表への移行促進





# (3) 取り組みの概要(参考)

近畿ブロック発注者協議会(第6回幹事会)

## 低入札調査基準価格の見直し(ダンピング対策)

### 低入札調査基準価格の見直しについて

S62.4~H20.3 S62モデル

【範囲】  
 予定価格の2/3~85%

【計算式】

直接工事費の額	} 合計額	× 1.05
共通仮設費の額		
現場管理費 × 0.20		



H20.4~H21.3 H20モデル

【範囲】  
 予定価格の2/3~85%

【計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.60		
一般管理費等 × 0.30		



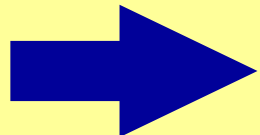
H21.4~H23.3 旧公契連(H21)モデル

【範囲】  
 予定価格の7.0/10~9.0/10

【見直し後の計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.70		
一般管理費等 × 0.30		

### H23.4~ 新公契連モデル



【見直し後の範囲】  
 予定価格の7.0/10~9.0/10

【見直し後の計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.80		
一般管理費等 × 0.30		

### ※低入札価格調査基準価格

調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと。

## 2. 公共工事の品質確保向上に向けた取組み

- (1) 総合評価方式の導入・拡大について
- (2) 総合評価方式の導入・拡大と対策について
- (3) 低入札対応について



平成23年7月6日

近畿ブロック発注者協議会



# (1) 総合評価方式の導入・拡大について

近畿ブロック発注者協議会(第6回幹事会)

## ■ 総合評価方式の実施状況(府県・政令市)

◇平成22年度末(平成23年3月末時点)の近畿各府県における工事発注件数に占める総合評価導入率は11%弱であり、平成23年度の実施予定は約13%強である。また、昨年度の協議会目標値(20%以上)を達成した府県政令市は、1機関に留まっている。(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)

◆全体的に政令市の導入率低迷が課題であり、更なる導入拡大が必要である。

府県別総合評価方式実施状況：発注件数ベース（近畿）

H23.5末時点

地整	都道府県名	平成22年度 総合評価方式 実施件数	平成22年度 工事発注件数※	総合評価 実施率	平成22年度 総合評価導入率 協議会目標に対する実施率		平成23年度 総合評価方式 実施件数 (予定)	平成23年度 工事発注件数 ※ (予定)	総合評価 実施率
		A	B	A/B	目標値	実施率	A	B	A/B
近畿	福井県	195件	1642件	11.9%	20%以上	59.0%	190件	1640件	11.6%
	滋賀県	51件	1403件	3.6%		18.0%	59件	650件	9.1%
	京都府	217件	1119件	19.4%		97.0%	250件	1100件	22.7%
	大阪府	90件	1520件	5.9%		30.0%	95件	888件	10.7%
	兵庫県	208件	1803件	11.5%		58.0%	119件	1500件	7.9%
	奈良県	226件	1321件	17.1%		86.0%	240件	1300件	18.5%
	和歌山県	517件	2068件	25.0%		125.0%	500件	2000件	25.0%
	<b>府県小計</b>	<b>1504件</b>	<b>10876件</b>	<b>13.8%</b>		<b>69.0%</b>	<b>1453件</b>	<b>9078件</b>	<b>16.0%</b>
	京都市	42件	534件	7.9%		39.0%	64件	470件	13.6%
	大阪市	2件	1635件	0.1%		1.0%	2件	1199件	0.2%
	堺市	18件	409件	4.4%		22.0%	26件	400件	6.5%
	神戸市	31件	1201件	2.6%		13.0%	30件	800件	3.8%
	<b>政令市小計</b>	<b>93件</b>	<b>3779件</b>	<b>2.5%</b>		<b>12.0%</b>	<b>122件</b>	<b>2869件</b>	<b>4.3%</b>
	<b>近畿合計</b>	<b>1597件</b>	<b>14655件</b>	<b>10.9%</b>		<b>54.0%</b>	<b>1575件</b>	<b>11947件</b>	<b>13.2%</b>

※ 工事発注件数とは、「予定価格250万円以上」のものとする



# (1) 総合評価方式の導入・拡大について

近畿ブロック発注者協議会(第6回幹事会)

## ■ 総合評価方式の実施状況(府県・政令市) 発注金額ベース

◇平成22年度末時点の近畿各府県における工事発注金額ベースに占める総合評価導入率は約31%であり、件数ベースと比較し金額ベースでの導入率は約3倍となっている。また平成23年度は、昨年度と比較し約1.6倍以上増加予定となり大幅な増加となっているが、更なる導入拡大が必要である。(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)

### 府県別総合評価方式実施状況：発注金額ベース（近畿）

H23.5末時点  
単位：億円

地整	都道府県名	平成22年度 総合評価方式 に係る金額	平成22年度 工事発注金額※	総合評価 実施率	平成23年度 総合評価方式 に係る金額 (予定)	平成23年度 工事発注金額 ※ (予定)	総合評価 実施率
		A	B	A/B	A	B	A/B
近畿	福井県	148	379	39%	140	379	36.9%
	滋賀県	101	549	18.4%	180	420	42.9%
	京都府	100	424	23.6%	91	402	22.6%
	大阪府	293	687	42.6%	767	1092	70.2%
	兵庫県	386	897	43.0%	288	726	39.7%
	奈良県	200	312	64.1%	239	310	77.1%
	和歌山県	369	521	70.8%	370	530	69.8%
	府県小計	1,597	3,769	42.4%	2,075	3,859	53.8%
	京都市	52	136	38.2%	129	183	70.5%
	大阪市	17	1,001	1.7%	16	未定	
	堺市	31	177	17.5%	70	177	39.5%
	神戸市	103	642	16.0%	100	430	23.3%
	政令市小計	203	1,956	10.4%	(※2) 299	(※2) 790	37.8%
	近畿合計	1,800	5,725	31.4%	2,374	4,649	51.1%

※ 工事発注件数とは、「予定価格250万円以上」のものとする

(※2) 大阪市は除く



# (1) 総合評価方式の導入・拡大について

近畿ブロック発注者協議会(第6回幹事会)

## ■ 総合評価方式の導入状況(市町村)【累計】

- ◇過年度実施を含む累計導入率は、70%(平成23年3月末)である。  
なお、平成23年5月末での実施見込みは、71%となる。
- ◇平成22年度市町村における総合評価方式の目標導入率(80%以上)に対し、達成した府県は4県であった。  
傾向としては、従来から地方部の導入率が高く、都市部の導入率が低い傾向にある。
- ◆今後は、継続的に実施していくことが重要である。

### 政令市・市町村における総合評価方式の導入状況

H23. 5末時点

地整	都道府県名	平成21年度			平成22年度			平成22年度実施結果		平成23年度見込み(5月末時点)		
		都道府県内 区市町村数 (A)	うち総合評価 導入区市町村数 (B)	導入割合 ※ (C = B / A)	都道府県内 区市町村数 (A)	うち総合評価 導入区市町村数 (B)	導入割合 ※ (C = B / A)	平成22年度 協議会 目標導入率	協議会目標に 対する実施率	都道府県内 区市町村数 (A)	うち総合評価 導入区市町村数 (B)	導入割合 ※ (C = B / A)
近畿	福井県	17	16	94%	17	16	94%	80%以上	118%	17	16	94%
	滋賀県★	26	22	85%	19	18	95%		119%	19	18	95%
	京都府	26	8	31%	26	8	31%		39%	26	9	35%
	大阪府	43	12	28%	43	15	35%		44%	43	16	37%
	兵庫県	41	29	71%	41	29	71%		89%	41	29	71%
	奈良県	39	35	90%	39	35	90%		113%	39	35	90%
	和歌山県	30	30	100%	30	30	100%		125%	30	30	100%
近畿管内	222	152	68%	215	151	70%	80%以上	88%	215	153	71%	

★市町村合併による区市町村数変更



# (1) 総合評価方式の導入・拡大について

近畿ブロック発注者協議会(第6回幹事会)

## ■ 総合評価方式の導入状況(市町村)【単年度】

◇平成22年度近畿地方の市町村(7府県計:215市町村)における総合評価の実施率は平成22年度末(平成23年3月末)で37%(80市町村)となっている。また、平成23年5月末での実施見込みは45%で平成22年度を上回る実施予定となっているが、全体的に導入率の横ばい状態が続いている状況であり、継続的な実施が課題である。

◇特徴としては、従来から地方部の導入率が高く、都市部の導入率が低い傾向にある。

近畿7府県・4政令市における総合評価方式導入状況  
 H23.5月末現在(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)

### 政令市・市町村における総合評価方式の導入状況

地整	都道府県名	平成20年度	平成21年度		平成22年度			平成23年度見込み(5月末時点)			
		(参考)区市町村総合評価導入割合	都道府県内区市町村数(A)	うち総合評価導入区市町村数(B)	区市町村総合評価導入割合(C=B/A)	都道府県内区市町村数(A)	うち総合評価導入区市町村数(B)	区市町村総合評価導入割合(C=B/A)	都道府県内区市町村数(A)	うち総合評価導入区市町村数(B)	区市町村総合評価導入割合(C=B/A)
近畿	福井県	65%	17	8	47%	17	7	41%	17	7	41%
	滋賀県★	73%	26	11	42%	19	10	53%	19	11	58%
	京都府	23%	26	6	23%	26	5	19%	26	7	27%
	大阪府	19%	43	10	23%	43	10	23%	43	10	23%
	兵庫県	44%	41	19	46%	41	15	37%	41	17	41%
	奈良県	77%	39	29	74%	39	23	59%	39	28	72%
	和歌山県	77%	30	16	53%	30	10	33%	30	17	57%
	近畿管内	52%	222	99	45%	215	80	37%	215	97	45%

★市町村合併による市町村数の変更



## (2) 総合評価方式の導入・拡大と対策について

近畿ブロック発注者協議会(第6回幹事会)

### ◆平成23年度管内研修への自治体等受け入れ予定

平成23年度は管内研修のうち、15コース(70名強)について受け入れを実施する予定。

平成23年度 機関別・研修コース別希望人数

	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	京都市	大阪市	神戸市	堺市	福井市	大津市	尼崎市	たつの市	亀岡市	本四高速	阪神高速	水資源機構	合計	受け入れ枠	備考
道路管理		1							1		1		1		1					5	5	
検査技術	1					1	1		1	3										7	5	
施工監督						1	1		1		1			1						5	5	
橋梁技術			1				1	1	1		1		1							6	5	
総合評価制度	1	1			1	1	1	1		1										7	10	
地域づくり									1		1									2	5	
ダム・砂防							1													1	5	
環境技術			1					1												2	5	
港湾事務・技術者					1		1			1										3	3	
新工法・情報化施工		1					1	1		1						1				5	5	
電気通信技術(初級)	1						1											1	1	4	3	
河川管理																			1	1	5	
河川技術(上級)									1											1	5	
構造物設計			1	1			1		1	2	1			1						8	5	
施工監督(上級)		1					1					1								3	5	
合計	3	4	3	1	2	3	10	4	7	8	5	1	2	2	1	1	0	1	2	60	76	



### 1. 指定テーマ事例集の作成

市町村等の総合評価方式に活用するべく河川工事・道路工事などを対象に、総合評価方式の指定テーマと設定理由などを盛り込んだ事例集を作成。

### 2. 講習会等の開催

- ・ 公共工事の品質確保向上を目的とした総合評価方式の導入やダンピング契約などについて、国・府県連携による講習会を開催する。
- ・ また、総合評価方式を主体とした「総合評価制度」研修を新たに実施する。本研修を含め平成23年度は、管内研修の内、15コース(70名強)の受け入れを実施する。

### 3. 審査会等における職員交流の推進

府県における技術審査会等への国職員の派遣、市町村における技術審査会等への府県職員の派遣を更に進める。





# (3) 低入札対策について

近畿ブロック発注者協議会(第6回幹事会)

## 低入札調査基準価格の見直し(ダンピング対策)

### 低入札調査基準価格の見直しについて

S62.4～H20.3 S62モデル

【範囲】  
 予定価格の2/3～85%

【計算式】

直接工事費の額	} 合計額	× 1.05
共通仮設費の額		
現場管理費 × 0.20		

H20.4～H21.3 H20モデル

【範囲】  
 予定価格の2/3～85%

【計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.60		
一般管理費等 × 0.30		

H21.4～H23.3 旧公契連(H21)モデル

【範囲】  
 予定価格の7.0/10～9.0/10

【見直し後の計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.70		
一般管理費等 × 0.30		

### H23.4～ 新公契連モデル

【見直し後の範囲】  
 予定価格の7.0/10～9.0/10

【見直し後の計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.80		
一般管理費等 × 0.30		

### ※低入札価格調査基準価格

調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと。



# (3) 低入札対策について

近畿ブロック発注者協議会(第6回幹事会)

## ■ 入札契約制度の実施状況(府県)

H23.5末時点

都道府県名	入札ポンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				公表(事前or事後)		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式			
福井県	5億円以上の工事で導入(H22.4~)	2億円超	旧公契連モデル(H21.4公契連モデル)	左記以外	調査基準価格と同様	事後	事後	事後
滋賀県	WTO対象工事で導入	総合評価方式工事(1億円以上の全て、および1億円未満の一部)	非公表	左記以外	非公表	事後	非公表	非公表
京都府	今後検討	1億円以上	旧公契連モデル(H21.4公契連モデル)	左記以外	調査基準価格と同様	事前	事後	事後
大阪府	今後検討	土木一式1.8億円以上 建築一式3.5億円以上	独自モデル [設定範囲] 予定価格の予定価格の70%~85% [算定式] ①+②+③+④の合計額 ①直接工事費×100% ②共通仮設費×100% ③現場管理費×40% ④一般管理費等×20%	左記以外	調査基準価格と同様	事前 今後、事後公表を試行拡大	事後(試行) 一部案件は事前	事後(試行) 一部案件は事前
兵庫県	WTO対象工事で導入	5億円以上	旧公契連モデル(H21.4公契連モデル)	左記以外	調査基準価格と同様	事後	事後	事後
奈良県	7億円以上の工事で導入	5,000万円以上	新公契連モデル	左記以外	調査基準価格と同様	事前	事前	事前
和歌山県	WTO対象工事で導入	1億円以上	新公契連モデル (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05 ※H23.7.1公告分の建設工事から適用。	左記以外	(直接工事費×1.0+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05 ※H23.7.1公告分の建設工事から適用。	事後 【1億円未満事前】	事後	事後

※太枠・斜体文字は、更新箇所



### (3) 低入札対策について

近畿ブロック発注者協議会(第6回幹事会)

#### ■ 入札契約制度の実施状況(政令市)

H23. 5末時点

都道府県名	入札ボンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				公表(事前or事後)		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式			
京都市	4億円以上の市議会 案件	5,000万円超	新公契連モデル	5,000万円以下	調査基準価格と同じ	事前	事前	事前
大阪市	検討中	<i>23億円以上</i>	<i>旧公契連モデル(H21.4 公契連モデル)</i>	<i>23億円未満</i>	調査基準価格と同じ	事前	事後	事後
堺市	検討中	6,000万円以上	<i>旧公契連モデル(H21.4 公契連モデル)</i>	250万円超6,000万 円未満	(直接工事費×0.95+ 共通仮設費×0.9+現 場管理費×0.7+一般 管理費×0.3)-α ただし、下限は予定価 格の75%、上限は予定 価格の90% (α=0円~20,000円 の範囲内で無作為に抽 出した金額)	事前 (総合評価落札方式 対象案件は事後)	事後	事後
神戸市	研究中	予定価格5億円以上 or総合評価適用案件	<i>旧公契連モデル(H21.4 公契連モデル)</i>	左記以外	調査基準価格と同じ	原則事前 (一部案件で事後公 表を試行)	事後	事後

※太枠・斜体文字は、更新箇所



# (3) 低入札対策について

近畿ブロック発注者協議会(第6回幹事会)

## ■ 入札契約制度の実施状況(国・関係機関・代表市町村) ①

H23.5末時点 “×”：未導入  
“-”：非公表

機関名	入札ポンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				公表(事前or事後)		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式			
国土交通省 近畿運輸局	未定	予定価格1,000万円以上	通達による。	-	-	原則事後	非公表	-
国土交通省 大阪航空局	23年度より6.9億円を超える土木 工事(維持工事除く)及び建築工 事を対象に試行	予定価格1,000万円以上	通達による。	-	-	事後	事後	-
海上保安庁 第五管区海上保安本部	他発注機関の動向を踏まえ今後 検討	予定価格1,000万円以上	H23.4～新公契連モデル	-	-	事後	事後	-
海上保安庁 第八管区海上保安本部	他発注機関の動向を踏まえ今後 検討	予定価格1,000万円以上	H23.4～新公契連モデル	-	-	事後	事後	-
農林水産省 近畿農政局	予定価格2億円以上は入札ポ ンドを適用。 (H22年10月1日以降に入札手 続きを開始する工事請負契約か ら適用。平成22年度2件実施)	予定価格が1,000万円以上 の工事	調査基準価格算定式＝ (①直接工事費*0.95＋② 共 通仮設費*0.9＋③ 現場管理 費*0.8＋④ 一般管理費*0.3) *1.05 ただし、上記の額が予定価格 *0.9を超える場合は、予定価 格*0.9とし、予定価格*0.7に満 たない場合は、予定価格*0.7 とする。	-	-	事後	事後	-
林野庁 近畿中国森林管理局	未定	予定価格1,000万円を超え る工事	通達による。	該当なし	該当なし	事後	事後	該当なし
防衛省 近畿中部防衛局	一式工事5億以上その他工事3 億以上	予定価格1,000万円以上	本省通達による	-	-	事後	事後	-
警察庁 近畿管区警察局	未定	予定価格1,000万円以上	通達による。	-	-	事後	事後	-
財務省 近畿財務局	未定	予定価格が1,000万円を超 えるもの	財務省通達による (平成21年4月中央公契連モ デル)	なし	なし	事後	事後	なし
財務省 大阪国税局	-	予定価格が1,000万円を超 えるもの (予決令85条)	財務省通達による (平成21年4月中央公契連モ デル)	-	-	事後	非公表	-



# (3) 低入札対策について

近畿ブロック発注者協議会(第6回幹事会)

## ■ 入札契約制度の実施状況(国・関係機関・代表市町村) ②

H23.5末時点  
 “×”：未導入  
 “-”：非公表

機関名	入札ボンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				公表(事前or事後)		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式			
経済産業省 近畿経済産業局	-	-	-	-	-	-	-	
環境省 近畿地方環境事務所	-	予定価格1,000万円を超える工事	通達による。	×	×	事後	事後	×
最高裁判所 大阪高等裁判所	導入済み	予定価格1,000万円を超える工事	公契連モデル	-	-	事後	事後	-
福井市	未定	未導入 (平成20年10月廃止)	-	設計金額130万円以上	建築一式:設計金額の82~85% 建築一式以外:設計金額の80~83% いずれもコンピューターによるランダム設定 入札後、開札直前に設定する	事後	-	事後
池田町	×	×	×	×	×	-	×	×
大津市	×	×	×	設計金額130万円以上	新公契連モデル	事前	×	事後
愛荘町	今後検討	-	-	全件	非公表	事前、事後の併用	-	非公表
城陽市	研究中	未導入	-	設計金額130万円以上	非公表	事前	-	事前
井手町	導入予定なし	5,000万円以上	独自モデルを採用	左記以外の工事	-	事前	事前	-
泉南市	導入予定なし	×	×	設計金額130万円以上	非公表	事後	×	事前
能勢町	-	-	-	設計金額5,000万円以上	調査準価格(旧公契連モデル(H20.6))と同様	事前	-	事前



# (3) 低入札対策について

近畿ブロック発注者協議会(第6回幹事会)

## ■ 入札契約制度の実施状況(国・関係機関・代表市町村) ③

H23.5末時点 “×”：未導入  
“-”：非公表

機関名	入札バンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				公表(事前or事後)		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式			
たつの市	未定	予定価格15,000万円以上	旧公契連モデル(H21.4)	設計額130万円以上	旧公契連モデル(H21.4)	事前	事後	事後
市川町	導入予定なし	未導入	-	未導入	-	事後	-	非公表
橿原市		-	-	入札に付する全件	旧公契連モデル(H21.4)により、最低制限基準金額を算定し、くじにより94.00%~97.99%を乗じた額	設計金額を事前公表し、予定価格は、くじにより94.00%~97.99%を乗じた額 予定価格を事後公表	-	最低制限基準金額を事前公表 最低制限価格を事後公表
上北山村→斑鳩町へ変更								
紀の川市	検討中	×	×	全件	-	-	×	-
有田川町	×	×	×	建設工事	調査基準価格に準ずる	事前	非公表	事前
西日本高速道路株式会社 関西支社	-	予定価格250万円以上	旧公契連モデル(H21.4モデル)	250万円以上WTO協定基準額未満の工事のうち土木・舗装・橋梁等(15工種)に適用。 ※ 交通情報設備等(11工種)の工事費に占める工場製作費の割合が高い工事は適用外。	単価表合計金額(直接工事費+共通仮設費の一部)	事後	事後	事後
本州四国連絡高速道路株式会社	-	予定価格1,000万円以上	旧公契連モデル(H21.4モデル)	-	-	事後	事後	-
阪神高速道路株式会社	検討中	予定価格(契約制限価格)1,000万円超	新公契連モデル(H23.04モデル)	×	×	事後	事後	×
関西国際空港株式会社	他発注機関の動向を踏まえ今後検討	契約見込価格が3,000万円以上の競争契約	設定範囲2/3~7.5/10	-	-	事後	非公表	非採用



# (3) 低入札対策について

近畿ブロック発注者協議会(第6回幹事会)

## ■ 入札契約制度の実施状況(国・関係機関・代表市町村) ④

“×”: 未導入  
H23.5末時点  
“-”: 非公表

機関名	入札導入実施状況 (今後の導入見通)	低入札対策				公表(事後)		
		低入札調査		最低限価格		予定価格	調査基準価格	最低限価格
		対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式			
独立行政法人空港周辺整備機構 大阪国際空港事業本部	他発注者の動向を踏まえて検討	予定価格1,000万円以上	新公式連Eアール	-	-	事後	事後	-
独立行政法人京都市国立博物館	今後検討	予定価格1,000万円以上	新公式連Eアール	×	×	事後	事後	×
独立行政法人奈良国立博物館	-	予定価格1,000万円以上	新公式連Eアール	×	×	事後	事後	×
独立行政法人京都市立近代美術館	-	予定価格1,000万円を超える工事	非公表	予定価格1,000万円を超える工事	非公表	非公表	非公表	非公表
独立行政法人国立国際美術館	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討
独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所	今後検討	予定価格1,000万円超	新公式連Eアール	×	×	事後	事後	×
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部 大阪支社	×	予定価格20万円を超える工事	H23.4~新公式連Eアール	×	×	事後	事後	×
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業 西日本支社	-	予定価格20万円を超える工事	新公式連Eアール			事後	事後	
独立行政法人都市再生機構 西日本支社	-	予定価格1,000万円以上	(直接工事費×0.95+共通反 設費×0.9+現場管理費×0.8 +一般管理費×0.3)×1.05	-	-	事後	事後	-



### (3) 低入札対策について

近畿ブロック発注者協議会(第6回幹事会)

#### ■ 入札契約制度の実施状況(国・関係機関・代表市町村) ⑤

H23.5末時点  
 “×”：未導入  
 “-”：非公表

機関名	入札ボンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				公表(事前or事後)		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式			
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 関西科学研究所	-	予定価格1,000万円以上	低入札調査基準価格算定方式	-	国の基準に準拠	事後	事後	事後
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 敦賀本部	今後検討	予定価格1,000万円以上	非公表	-	-	事後	事後	-
独立行政法人 日本万国博覧会記念機構	今後検討	予定価格1,000万円以上	新公契連モデル	-	-	事後	事後	-
独立行政法人 水資源機構 関西支社	予定価格が2億円以上で本社契約となる工事	予定価格1,000万円以上	新公契連モデル	×	-	事後	事後	×
日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所	-	予定価格1,000万円以上	直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3(土木) (直接工事費-現場管理費相当額)×0.95+共通仮設費×0.9+(現場管理費+現場管理費相当額)×0.7+一般管理費×0.3(建築) 機器費×0.88+直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+(現場管理費+据付間接費+設計技術費)×0.7+一般管理費×0.3(機械・電気)	-	-	原則事後	原則事後	-





# 工事円滑化等の取り組みについて

1. 工事の円滑化に向けた取り組み
  - ワンデーレスポンス
  - 工事施工調整会議（三者会議）
  - 設計変更審査会
  - 情報共有システム（ASP）
2. 工事書類作成に係わる改善
3. 施エプロセスを通じた検査



## 入札契約 段階

## 施工段階

## 精算段階

### 適正価格での契約の推進

- ①十分な競争環境の確保
- ②総合評価方式による適正な技術評価の実施
  - ・地域貢献度や地域精通度の評価(地元優良企業の評価)
- ③ダンピング対策
  - ・低入札調査基準価格の見直し(H23.3.29)
  - ・施工体制確認型の実施
- ④不調・不落対策
  - ・見積り活用型積算方式による実勢価格の予定価格への反映
  - ・実態に合わせた積算(歩掛調査、直接・間接工事費の大都市補正、点在工事での間接工事費の算出)

### 入札契約制度等の透明性の確保等

- ①技術提案の評価結果の通知、問い合わせ窓口の設置
- ②難易度の低い工事における実績要件の緩和

### 早期発注の推進

- ①提出資料の簡素化等による手続期間の短縮

### 施工効率の向上

- ①発注者・設計者・施工者からなる「三者会議」
- ②施工者からの質問に対して迅速に回答する「ワンデーレスポンス」
- ③ASP(受発注者間の情報共有システム)
- ④工事関係書類の削減
  - ・工事完成図書及び提出書類の明確化、紙と電子の二重納品の排除
  - ・情報共有システムの活用

### 品質確保・キャッシュフローの改善

- ①施工プロセスを通じた検査
  - ・完成検査と既済部分検査の効率化と中間技術検査の省略
- ②出来高部分払い方式

### 情報化施工技術の推進

- ①施工管理、施工において活用できる技術の早期実用化、一般化

### CALS/ECの推進

- ①情報共有システムの活用による業務の効率化
- ②モバイル機器の導入による業務の効率化

### 変更・完成手続きの徹底

- ①検査の円滑化
  - ・施工プロセスを通じた検査の導入による完成検査・既済部分検査の効率化
  - ・工事書類の改善、情報共有システムの活用
- ②工事成績評定
- ③契約変更の円滑化
  - ・設計変更ガイドライン
  - ・受発注者間での「設計変更審査会」の開催
  - ・間接工事費実績変更方式の試行

### 追加費用の適正な支払い

- ①総価契約単価合意方式の実施



# 1. 工事の円滑化に向けた取り組み

2

## ワンデーレスポンス 重点方針（全国展開）

・アンケート結果等を踏まえ、「ワンデーレスポンス」の重点方針を以下のとおりとし、H23年度より、各地整等で展開

### 平成22年度 重点方針

- ①引き続き、全工事でワンデーレスポンスを実施する。  
・H21年度より、河川・道路の直轄工事全てで実施中
- ②ASPの導入推進を図る。 (H22年度1,500件)  
・H21年度下半期より、約1,000件の直轄工事で実施中  
・試行状況について、受発注者にアンケート調査を実施中であり、課題の抽出、対応策を検討する。
- ③回答にあたっては、回答時期を明示する。  
・適切に回答するため、また、全て1日で回答するという誤解を防ぐ意味でも、回答時期を明示する。
- ④必要に応じ、施工者からの回答期限の提示を求める。  
・適切に回答をするため、施工者から回答期限の提示を求める。



### 平成23年度 重点方針(案)

- ①引き続き、全工事でワンデーレスポンスを実施する。  
・H21年度より、河川・道路の直轄工事全てで実施中
- ②ASPの導入推進を図る。  
・H23年度は、平成22年度の1,500件を上回るよう直轄工事でASPの導入を図る。具体的な件数については、検討し提示する。
- ③回答にあたっては、回答時期を明示する。  
・適切に回答するため、また、全て1日で回答するという誤解を防ぐ意味でも、回答時期を明示する。  
・特に、設計変更や、関係者との調整が生じるような協議について、「回答期限」の明示、回答期限を超過する場合の新たな「回答期限」の連絡を徹底する。
- ④必要に応じ、施工者からの回答期限の提示を求める。  
・適切に回答をするため、施工者から回答期限の提示を求める。



# 1. 工事の円滑化に向けた取り組み(全国的な展開)<sup>3</sup>

## 三者会議 重点方針 (全国展開)

・アンケート結果等を踏まえ、「三者会議」の重点方針を以下のとおりとし、H23年度より、各地整等で展開

### 平成22年度 重点方針

- ①重要構造物工事については全て実施する。  
受発注者の協議により、これ以外の工事についても対象とする。
  - ・橋梁、トンネル、樋門等の重要構造物工事は全て実施
  - ・その他、法面工、擁壁工など、必要に応じ対象にする
- ②受発注者の協議により、現場開催とする。
  - ・重要構造物の変更を伴う場合
  - ・現地状況と設計時との相違がある場合 等
- ③受発注者の協議により、複数開催とする。
  - ・大幅な設計変更等が発生した場合
  - ・重要構造物の変更が発生した場合 等
- ④議事録を作成し、情報共有する。
  - ・議事録を作成し、三者で情報共有する。



### 平成23年度 重点方針(案)

- ①重要構造物工事については全て実施する。  
受発注者の協議により、これ以外の工事についても対象とする。
  - ・橋梁、トンネル、樋門等の重要構造物工事は全て実施
  - ・その他、法面工、擁壁工など、必要に応じ対象にする
- ②受発注者の協議により、現場開催とする。
  - ・重要構造物の変更を伴う場合
  - ・現地状況と設計時との相違がある場合
- ③受発注者の協議により、複数開催とする。
  - ・大幅な設計変更等が発生した場合
  - ・重要構造物の変更が発生した場合 等
- ④議事進行、議事録作成、情報共有等の主体の明確化
  - ・発注者が議事進行を行い、議事録を作成し、三者間での情報共有を徹底する。



# 1. 工事の円滑化に向けた取り組み(全国的な展開)<sup>4</sup>

## 設計変更審査会 重点方針 (全国展開)

- ・アンケート結果等を踏まえ、「設計変更審査会」の重点方針を以下のとおりとし、H23年度より、各地整等で展開

### 平成22年度 重点方針

- ① 全ての工事について、軽微な数量精算等の変更以外は、設計変更審査会の対象とし、受注者からの協議を受け付ける。
  - ・構造変更、現地条件変更時
  - ・工事の一部、一時停止時 等
- ② 受発注者の協議により、現場開催とする。
  - ・現地条件の大幅な変更を伴う場合
  - ・資料等で説明し難く、現場開催の方が効率的な場合 等
- ③ 議事録を作成し、情報共有する。
  - ・議事録を作成し、情報共有する。
- ④ 設計変更ガイドライン、設計変更審査会の周知を図る。
  - ・引き続き特記仕様書に記載するとともに、講習会等により周知を図る。
- ⑤ 設計変更に係る資料の簡素化
  - ・パイロット調査を踏まえて、簡素化を検討する。

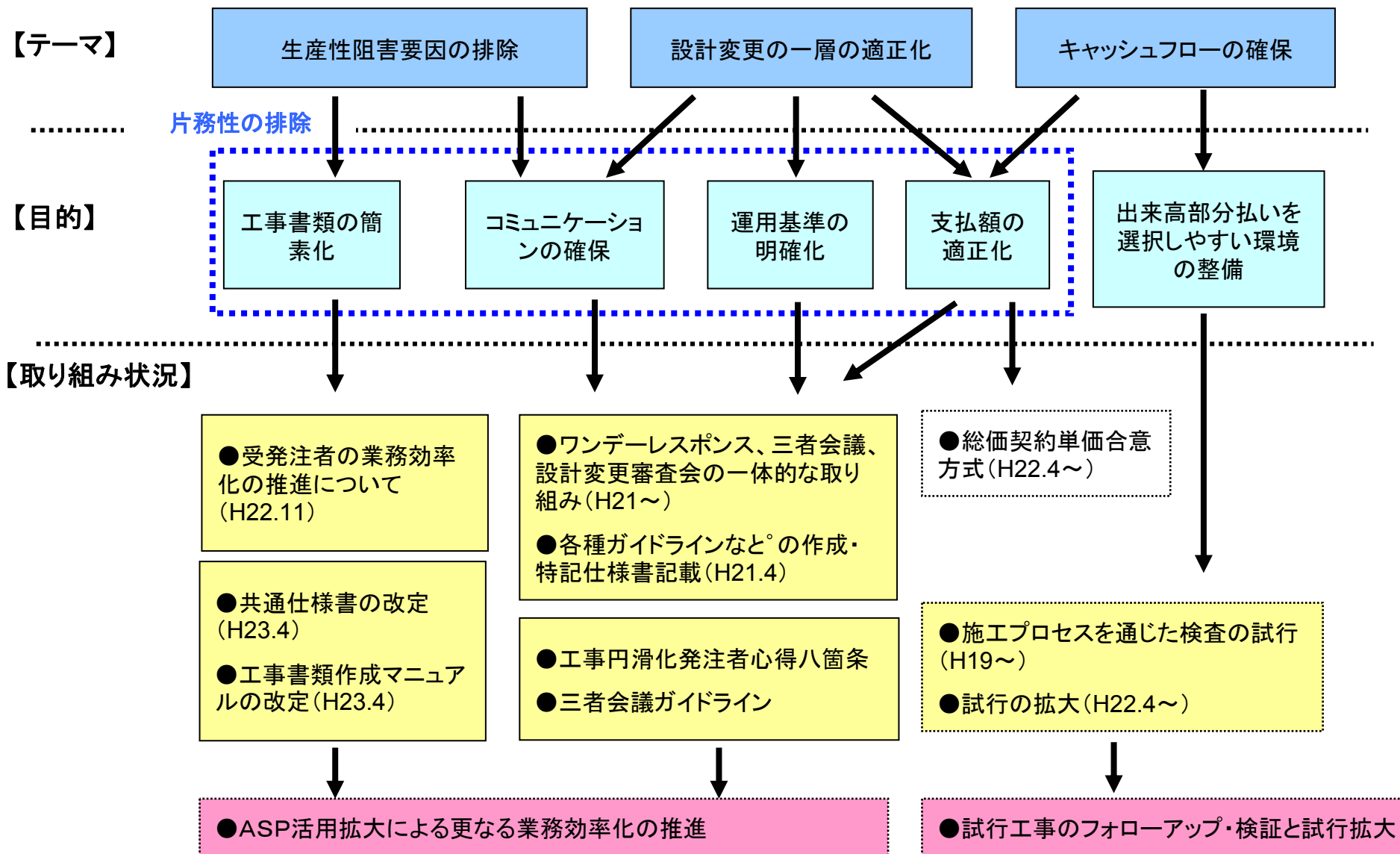
### 平成23年度 重点方針(案)

- ① 全ての工事について、軽微な数量精算等の変更以外は、設計変更審査会の対象とし、受注者からの協議を受け付ける。
  - ・構造変更、現地条件変更時
  - ・工事の一部、一時停止時 等
- ② 受発注者の協議により、現場開催とする。
  - ・現地条件の大幅な変更を伴う場合
  - ・資料等で説明し難く、現場開催の方が効率的な場合 等
- ③ 議事進行、議事録作成、情報共有等の主体の明確化
  - ・議事録を作成し、情報共有を徹底する。
- ④ 設計変更ガイドライン、設計変更審査会の周知を図る。
  - ・引き続き特記仕様書に記載するとともに、講習会や現場監督員からの周知を図る。また、建設団体から建設会社へのガイドラインの周知も依頼する。
- ⑤ 設計変更に係る資料の簡素化
  - ・パイロット調査を踏まえて、簡素化を検討する。



# 1. 工事の円滑化に向けた取り組み

## 工事の円滑化・適正化に向けた取り組み（近畿地整）

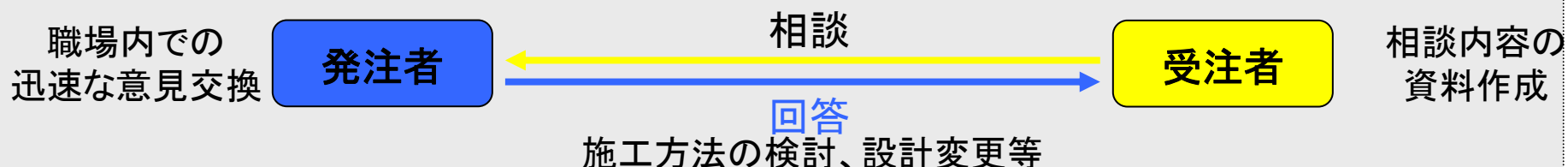




# 1. 工事の円滑化に向けた取り組み

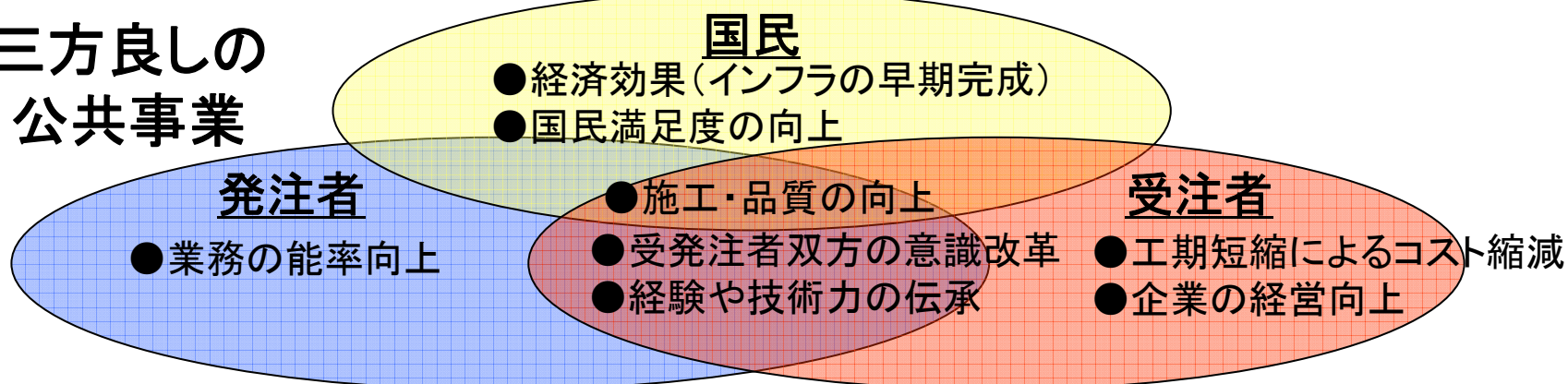
## (1) ワンデーレスポンス（円滑な意思疎通）

1日以内に返答（回答に時間を要する場合は、期日を設定するなどの対応を図る）



- 問題認識の明確化（工期が1日延びる損失を相互に認識）
- 発注者と受注者の情報共有（連携強化）

### 三方良しの公共事業



【平成19年度】	38件で試行を実施
【平成20年度】	100件程度からさらに対象工事を拡大（約270件実施）
【平成21年度以降】	全直轄工事で実施





# 1. 工事の円滑化に向けた取り組み

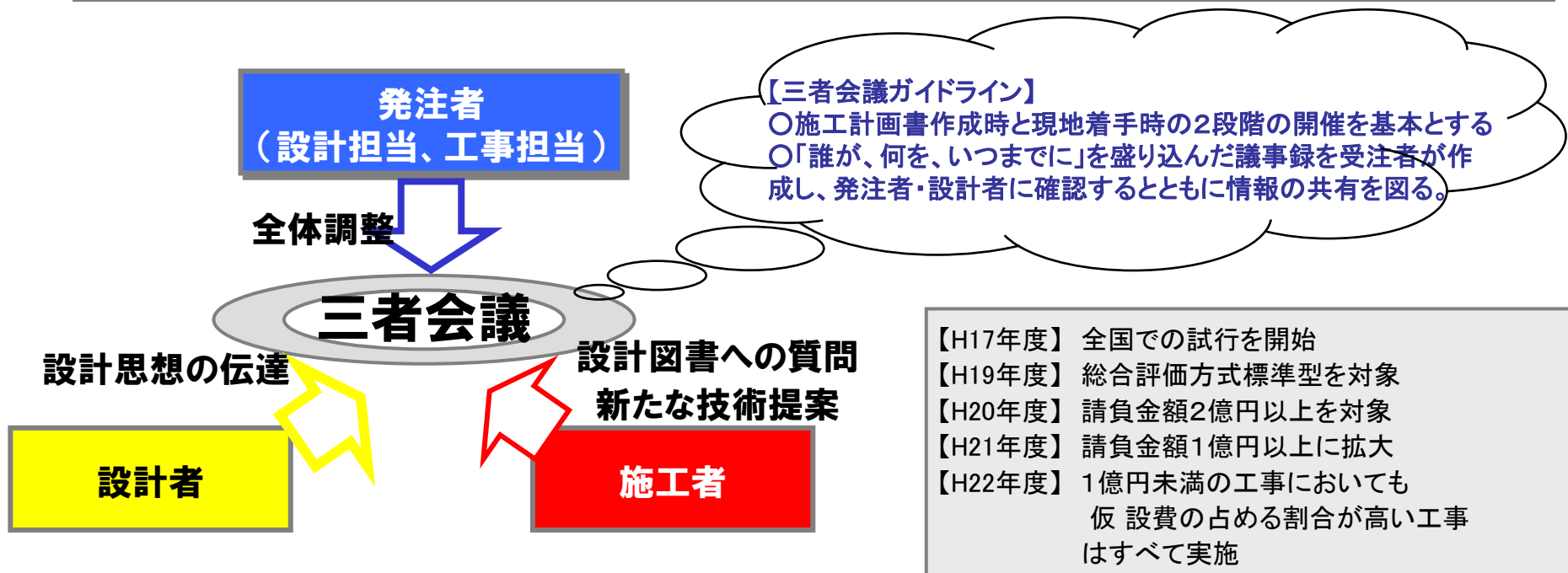
## (2) 工事施工調整会議（三者会議）

### 1. 工事施工調整会議(三者会議)の目的

◆ 工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者、設計者、受注者の三者による『三者会議』を実施し、設計意図の伝達及び情報共有を図る。

### 2. 工事施工調整会議(三者会議)ガイドライン

○土木工事等においては、発注者、設計者及び受注者の連携を密にとらないと現場条件への対応が遅れ、手戻りが発生して生産性が悪くなり、工事目的物の品質確保も困難となる。  
○三者会議の討議手順、討議内容、議事録作成などの運営方法を取りまとめたガイドラインを策定







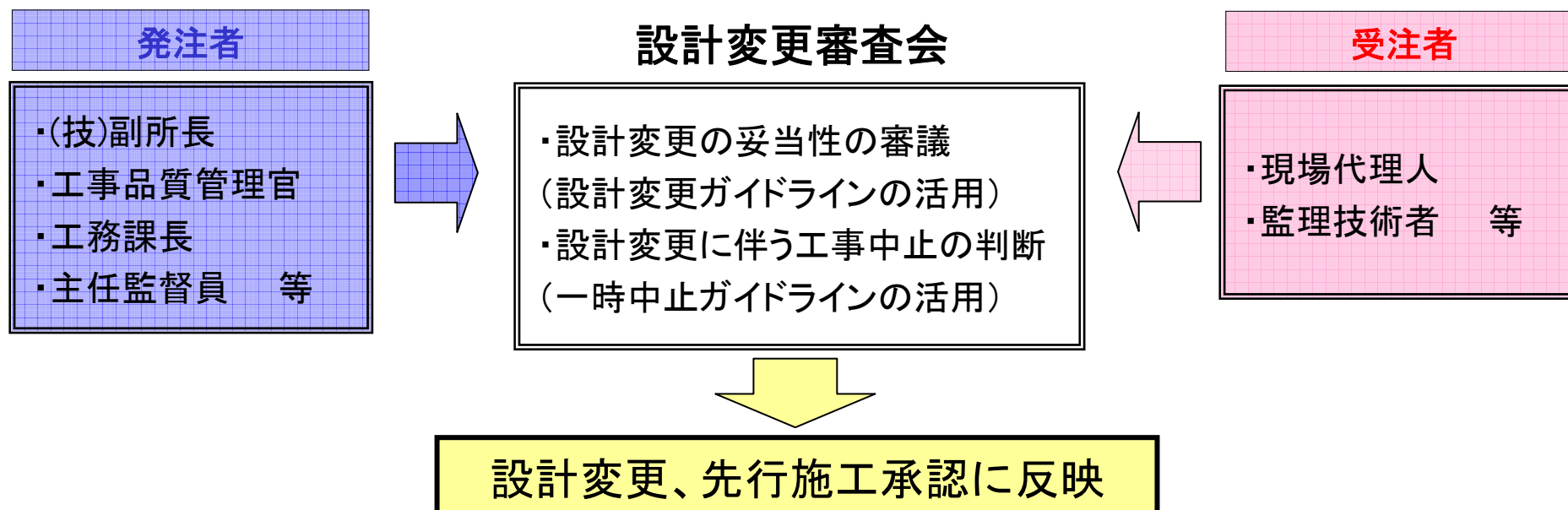
# 1. 工事の円滑化に向けた取り組み

## (3) 設計変更審査会

### ■ 目的(特記仕様書記載事項)

全ての工事1回以上実施  
(受注者に審査会開催の有無を確認)

1. 設計変更審査会は、設計変更手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化を図ることを目的として、発注者と受注者が一堂に会して、設計変更の妥当性や設計変更等に伴う工事中止等について審議、確認する場である。
2. 設計変更審査会は、発注者または受注者の発議により、開催するものとする。



#### 【取り組み状況】

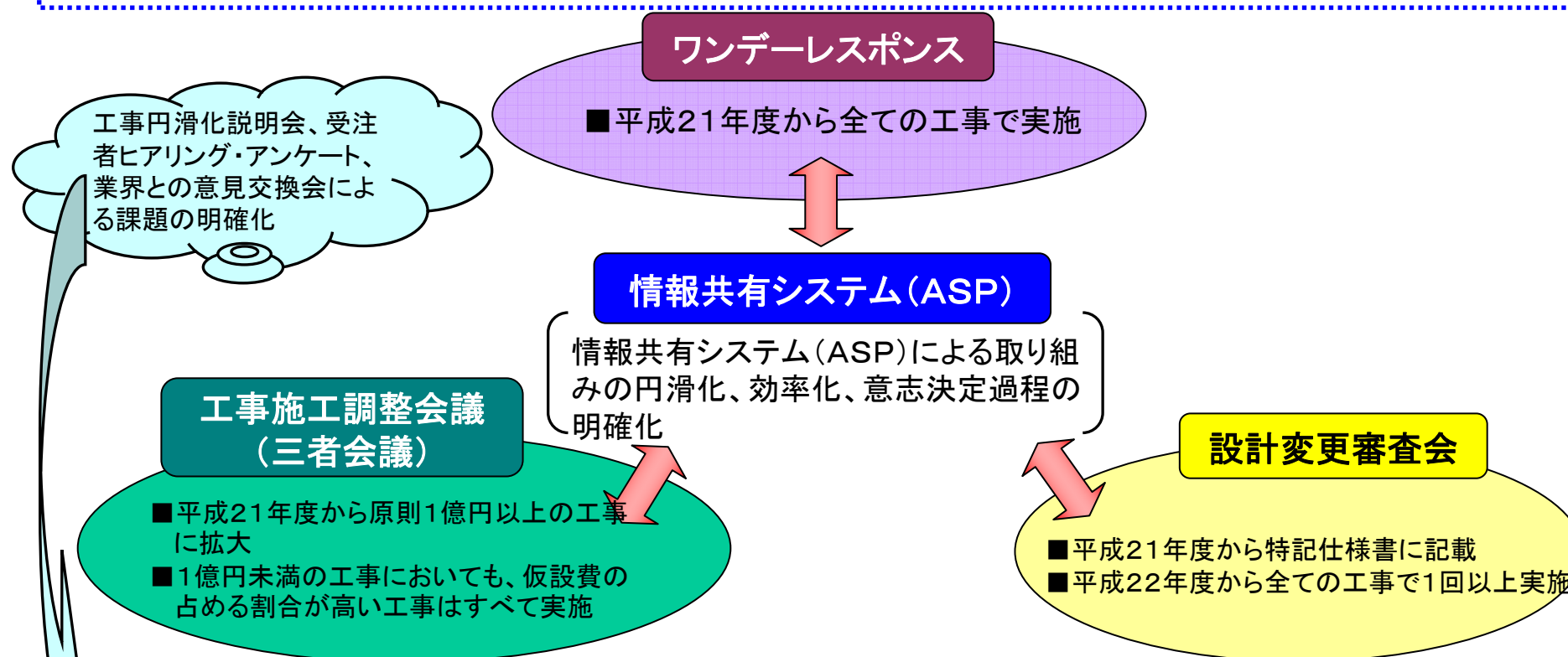
- ・平成21年1月までに主な事務所において審査会を設置
- ・平成21年度以降は、積極的に活用(特記仕様書に記載)
- ・平成22年度以降は、原則すべての工事を対象



# 1. 工事の円滑化に向けた取り組み

## 一体的な取り組みとASPの活用

ワンデーレスポンス、工事施工調整会議(三者会議)、設計変更審査会の一体的な取り組みと情報共有システムの活用



### 【平成22年度の取り組み】

- 受発注者を対象とした工事円滑化説明会の開催<前期・後期開催>
- 「工事円滑化発注者心得八箇条」による円滑化の推進(H22.10)
- 工事施工調整会議(三者会議)ガイドラインの策定(H23.1)



# 1. 工事の円滑化に向けた取り組み

10

## 各種ガイドラインの周知

### 【特記仕様書記載例】

#### 第〇条 各種ガイドラインの遵守

工事の実施にあたっては、「設計図書の照査ガイドライン(案)」(平成20年1月)「工事一時中止に係るガイドライン(案)」(平成20年3月)及び「工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」(平成20年5月)を遵守して行うものとする。

#### ■ 設計図書の照査ガイドライン (案)

<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/doboku2008/pdf/h200100.pdf>

#### ■ 工事一時中止に係るガイドライン(案)

[http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/doboku2008/pdf/h200331\\_2.pdf](http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/doboku2008/pdf/h200331_2.pdf)

#### ■ 工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)

[http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/doboku2008/pdf/h200331\\_1.pdf](http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/doboku2008/pdf/h200331_1.pdf)



# 1. 工事の円滑化に向けた取り組み

11

## 工事円滑化発注者心得八箇条

- 第1条 河川及び道路管理者等への法令協議は、発注者（協議担当職員）が行うこと。
- 第2条 副所長は、発注時チェックシートに未協議事項がある場合は、特記仕様書に協議完了時期等の条件が記載されているか確認すること。
- 第3条 第1条協議の進捗状況は受注者にも情報提供すること。
- 第4条 副所長又は工事品質管理官は、施工調整会議、設計変更審査会に必ず出席すること。
- 第5条 発注担当課は、施工調整会議、設計変更審査会に於いて各種ガイドラインを受注者に説明すること。
- 第6条 施工調整会議、設計変更審査会に於いて確認した内容は、打合せ簿で取り交わすこと。
- 第7条 発注者（甲）は、工事が施工できない場合、一時中止の通知を行うこと。
- 第8条 工事打ち合わせ簿及び変更伺いの内部決裁は、それぞれ押印した日付を記入すること。



# 1. 工事の円滑化に向けた取り組み

## 工事施工調整会議（三者会議）ガイドライン

### 工事施工調整会議 【三者会議】 ガイドライン（案）

平成23年1月

国土交通省 近畿地方整備局

社団法人 日本土木工業協会 関西支部

社団法人 建設コンサルタンツ協会 近畿支部

### 目次

1. 策定の背景	P 1
2. 工事施工調整会議（三者会議）の概要	P 2
3. 契約図書における「設計図書の照査」	P 3
4. 実施フロー	P 4
5. 工事施工調整会議（三者会議）の 開催に当たり実施する内容	P 5
6. 様式 工事施工調整会議（三者会議）議事録	P 6
【別紙】	本資料には添付していません。
○別紙1（決定事項について）及び同記入例	
○別紙2（持ち越し事項の処理）及び同記入例	
○別紙3（設計図書照査に伴う質問・回答書）及び同記入例	
○橋梁下部工事照査要領（案）記入例	
【別添資料】	本資料には添付していません。
○設計図書の照査要領（案）様式	



# 1. 工事の円滑化に向けた取り組み

## 工事施工調整会議（三者会議）ガイドライン

### 1. 策定の背景

#### ◆土木工事等の特徴と課題

土木工事等では設計・施工分離方式が採用されている場合が多い。

このため、詳細設計は設計者が行い、その成果品を基に設計図書を発注者が作成し、受注者はその設計図書に基づき工事を施工するので、設計意図が受注者に十分伝わらないことがある。

土木工事等の特性から、当初の設計図書に明示されている内容と実際の現場条件が一致しない場合や設計図書で想定していなかった条件が発生することがある。



土木工事等においては、発注者、設計者及び受注者の連携を密にとらないと現場条件への対応が遅れ、手戻りが発生して生産性が悪くなり、工事目的物の品質確保も困難となる。

#### ◆ガイドライン策定の目的

工事目的物の品質確保を目的として、設計意図の伝達および情報の共有化を図る「工事施工調整会議（三者会議）」が平成17年度より試行されており、その後拡大されている。

「工事施工調整会議（三者会議）」の手続きの流れや議題、留意点等について十分理解しておく必要がある。



「工事施工調整会議（三者会議）ガイドライン（案）」の策定

### 2. 工事施工調整会議（三者会議）の概要

#### 会議出席者

発注者：副所長、契約事務管理官、工物品質管理官、担当課長、主任監督員等

設計者：建設コンサルタント管理技術者等

受注者：現場代理人、監理技術者等

#### 討議内容

##### 【討議手順】

- STEP 1 施工計画書の作成に向けた概略照査による基本的事項の確認、課題等の対応方針の決定
- STEP 2 現地着手に向けた設計照査による課題等の対応の決定

##### 【討議内容】

- ①施工条件に関すること
- ②詳細設計の設計意図に関すること
- ③設計図書の照査及び条件変更等に関すること
- ④設計・施工の品質向上に関すること

※討議を効率的に行うため、軽微な内容の項目については事前に確認しておき、重要な項目についての討議を行う

#### 議事録

議事録は、受注者が作成し、三者で確認して共有する。





# 1. 工事の円滑化に向けた取り組み

## 工事施工調整会議（三者会議）ガイドライン

### 3. 契約図書における「設計図書の照査」

契約図書における「設計図書の照査」には、契約書第18条（条件変更等）及び共通仕様書1-1-3「設計図書の照査等」によるものと共通特記仕様書に規定した「設計図書の照査ガイドライン（案）」による照査がある。

#### ■ 工事請負契約書第18条（条件変更等）

乙は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- 三 設計図書の表示が明確でないこと
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予断することのできない特別な状態が生じたこと

- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

#### ■ 土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則

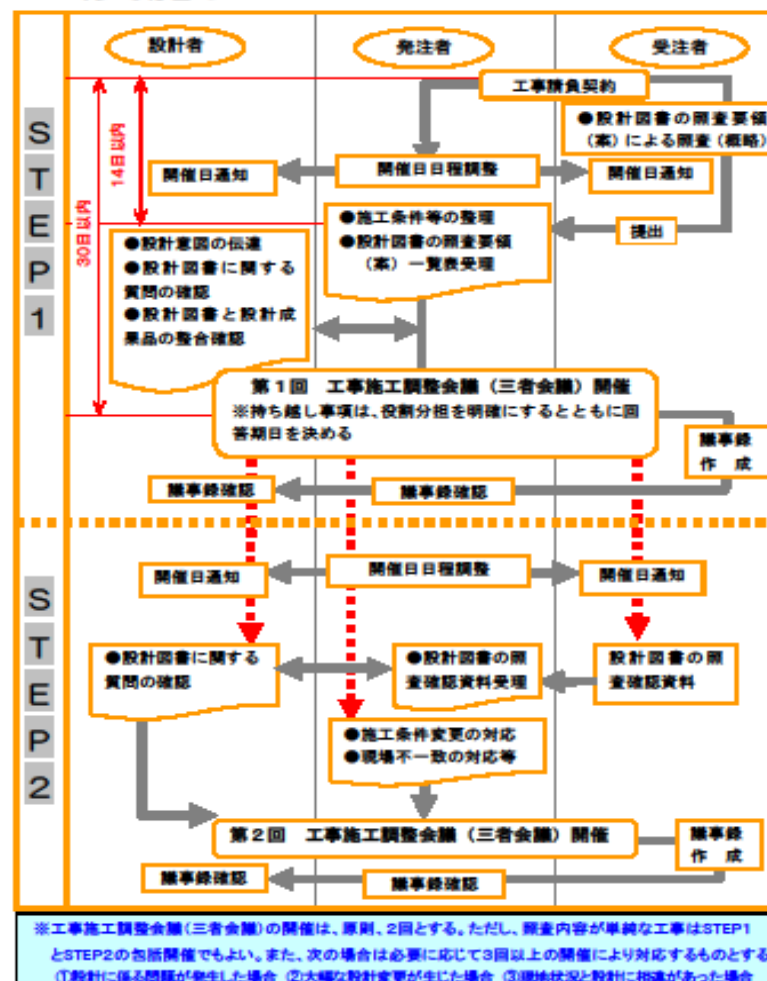
##### 1-1-3 設計図書の照査等

請負者は、施工前及び施工中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

#### ■（共通）特記仕様書（共特1-1-3）設計図書の照査等

- 1. 請負者が実施する設計図書の照査については、「設計図書の照査ガイドライン（案）」（平成20年1月）に基づき実施するものとする。  
なお、本ガイドライン中の「設計図書の照査要領（案）」に該当する工事（工種）がない場合は、別途監督職員と協議するものとする。
- 2. 「設計図書の照査ガイドライン（案）」については、近畿地方整備局の下記ホームページからダウンロードできる。  
[<http://www.kkr.nlit.go.jp/plan/>]

### 4. 実施フロー





# 1. 工事の円滑化に向けた取り組み

## 工事施工調整会議（三者会議）ガイドライン

### 5. 工事施工調整会議（三者会議）の開催に 当たり実施する内容

#### 【STEP1】

施工計画書の作成及びSTEP2の設計図書の確認に当たり、基本的事項の確認を行う。（以下、「概略照査」という）また、課題等がある場合は、その対応方針を決定する。

- 発注者
  - 設計図書や受注者から提出された概略照査に基づき、施工条件等の確認を行う。
  - 受注者から提出された概略照査について、設計図書に関する質問の確認を設計者に依頼する。また、設計図書を設計者に貸与する。
- 受注者
  - 「設計図書照査ガイドライン(案)」による「設計図書の照査要領(案)」の照査項目に基づき、設計図書の概略照査を行う。  
<付属資料の構築下部工事照査要領(案) 記入例参照>  
※「設計図書の照査要領(案)」に設定がない工種は監督職員と協議する。
- 設計者
  - 当該工事に係る設計意図の伝達を行う。
  - 受注者からの概略照査について、設計図書に関する質問の確認を行う。
  - 設計図書と設計成果品の整合確認を行う。

#### 【STEP2】

現場着手に向けて、STEP1の持ち越し事項や設計図書の照査結果による課題等の対応を決定する。

- 発注者
  - 設計図書や受注者から提出された「設計図書の照査確認資料」に基づき、条件変更等の内容確認と施工条件等の確認を行うとともに、必要に応じてその対応策の検討を行う。
  - 受注者から提出された「設計図書の照査確認資料」に基づき、設計図書に関する質問の確認を設計者に依頼する。
- 受注者
  - 契約図書における設計図書の照査を行い、発注者（監督職員）に「設計図書の照査確認資料」を提出する。
  - また、契約書第18条第1項に該当する場合や設計・施工上において確認する必要があるものは、必要な書類を発注者（監督職員）に提出し、確認を求める。  
※「設計図書の照査」の範囲を超えるものは監督職員の指示による。
- 設計者
  - 受注者からの設計図書の照査について、設計図書に関する質問の確認を行う。

様式

工事施工調整会議（三者会議） 議事録

工事名			
会議名称	第 回	工事施工調整会議(三者会議)	
開催場所			
開催日時	平成 年 月 日( ) 00:00~00:00		
出席者 <small>（参加しない方を つけること。）</small>	<input type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 設計者	<input type="checkbox"/> 受注者
議題・議事の内容			
①詳細設計の設計意図、施工条件に関すること			
②設計図書の照査に関すること			
③条件変更等に関すること			
④設計・施工の品質向上に関すること			
⑤その他			
【決定事項】※別紙1参照			
【持ち越し事項】※別紙2参照			
発注者	設計者	受注者	



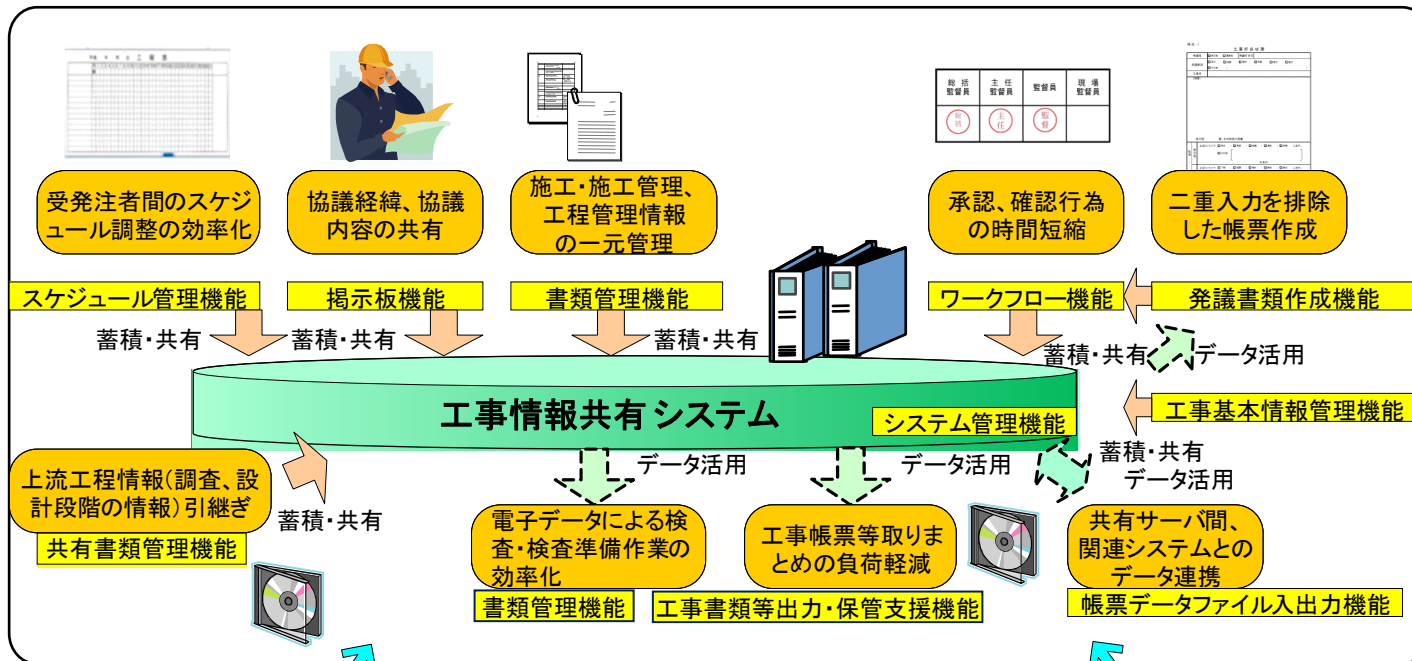


# 1. 工事の円滑化に向けた取り組み

## (4) 情報共有システムの活用

ASPとは、

公共工事の施工中における、スケジュールや工事書類管理共有機能、決裁機能(ワークフロー)、電子納品データの作成支援機能を備えたアプリケーションソフトをインターネットを通じて公共工事の受発注者にレンタルする事業者のことであり、この事業者が提供するサービスを活用することにより効率的に情報共有する。



○情報共有システム活用ガイドラインの改定 (H23.4)

○平成23年度の試行工事の拡大 約160件

○今後の取り組み

- ・試行工事について、受発注者にアンケート等を実施。
- ・さらに適用の拡大に向け検討
- ・平成25年度の一般化を目指す



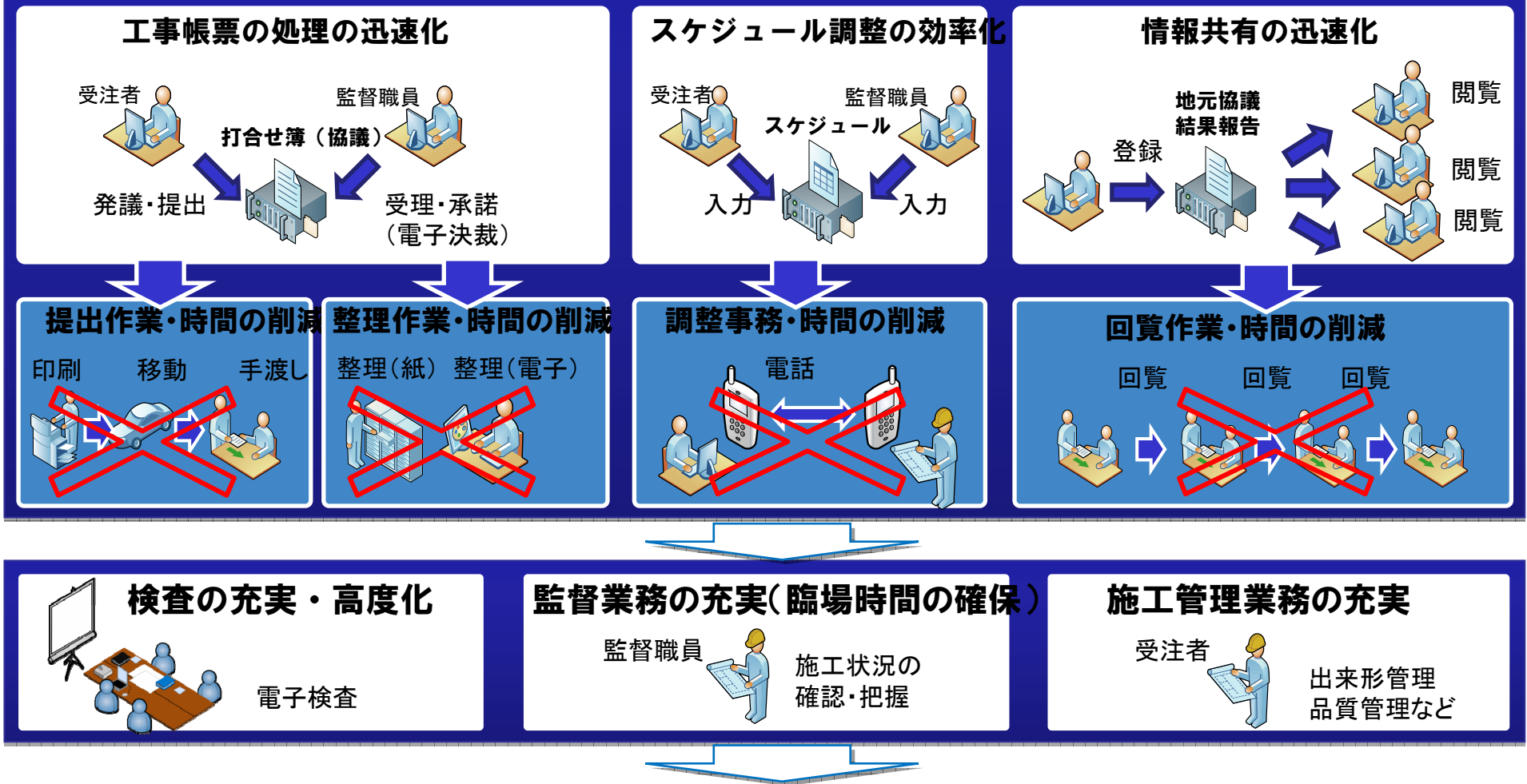
発注者

受注者



# 1. 工事の円滑化に向けた取り組み

## (4) 情報共有システムの活用



各工事現場における生産性向上 + 工事目的物の品質確保



「土木工事における受発注者の業務効率化実施方針」に基づき、試行を実施  
「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」の策定



# 1. 工事の円滑化に向けた取り組み

## (4) 情報共有システムの活用

### 1. 協議、承諾等の行為の効率化

- 1-1 協議、承諾等の行為にあたり、発議し、受付をし、同意等を行う手続について、情報共有システムを活用する。
- 1-2 現場で発生した問題等に対して情報共有システムを活用して監督職員がワンデーレスポンスを実施する。
- 1-3 段階確認を机上とした場合、情報共有システムの機能を活用して監督職員が施工管理記録、写真等の確認を行う。

### 2. 施工管理、工程管理業務の効率化

- 2-1 監督職員と受注者が情報共有システムにスケジュールを入力し、段階確認等の日程調整を行う。
- 2-2 掲示板の活用により、協議経過、決定事項などの情報共有を迅速かつ適切に実施する。

### 3. 工事進捗状況の共有化

- 3-1 工事書類を情報共有システムに一元的に保存・管理し、監督職員と受注者のパソコンから検索・閲覧する。
- 3-2 工程表、工事履行報告書などを情報共有システムに一元的に保存・管理し、事務所内工事関係者が工事進捗状況を共有する。

### 4. 協議内容の共有化

- 4-1 三者会議において、決定事項等を記載した議事録を作成し、会議資料とともに情報共有システムに一元的に保存・管理し共有する。
- 4-2 設計変更審査会において、決定事項等を記載した議事録を作成し、会議資料とともに情報共有システムに一元的に保存・管理し共有する。

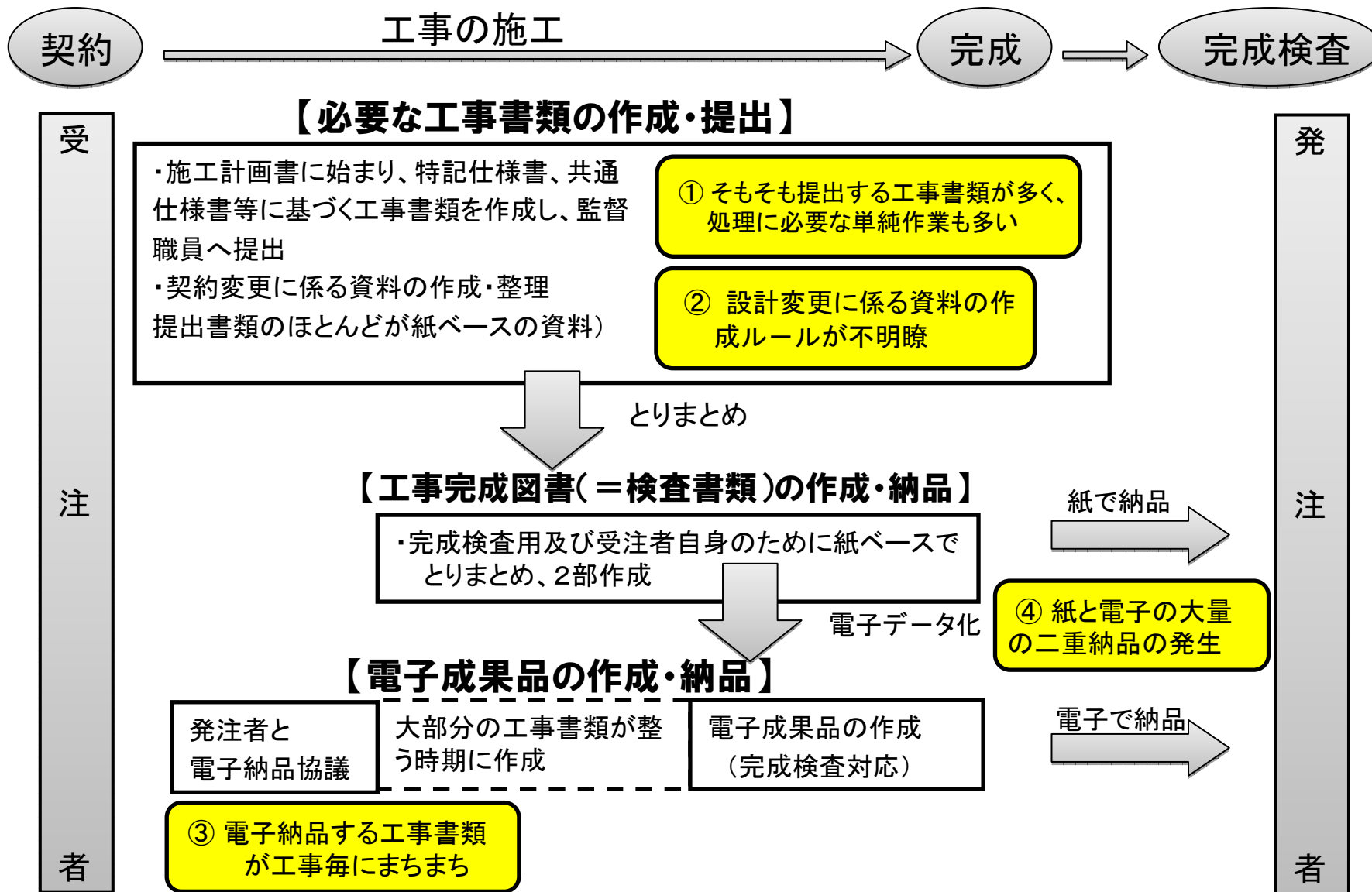
### 5. 電子データの利用による検査業務の効率化

- 5-1 紙の工事書類の簡素化のため、事前協議によって情報共有システムの活用を明確にし、情報共有システムで処理した工事書類は紙に出力せずに、電子データを活用した検査(電子検査)を原則とする。
- 5-2 検査職員も任命直後から情報共有システムを利用して工事帳票を事前に確認することができるため、検査のポイントを事前に把握することで検査を迅速・的確に実施する。



## 2. 工事書類作成に係わる改善

### (1) 工事書類作成に係わる課題





## 2. 工事書類作成に係わる改善

20

### (2) 工事書類作成に係わる取り組み

【課題①】: 提出する工事書類が多く、処理に必要な単純作業が多い

#### ➡ 1. 提出する工事書類等のさらなる簡素化・削減

- ・「平成21年度土木工事書類作成マニュアル」の作成、「平成22年度 提出書類（工事関係書類一覧表）」の見直し、「平成23年度4月共通仕様書」の改訂

#### 2. 情報共有システム(ASP)の活用による工事書類の電子処理化の実施と、紙で提出させないことの明確化による工事書類の削減

- ・工事書類の処理（提出、発議、決済）をインターネット経由で実施することで、受注者の単純作業（印刷、移動、整理等）を排除。H23.4「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」に明記。

【課題②】: 設計変更に係る資料の作成ルールが不明瞭

#### ➡ 1. 「設計変更ガイドライン」等に基づく資料のルールづくりを検討

- ・変更根拠資料・変更図面・変更数量計算書等において作成者や必要資料の明確化等の検討による改善

【課題③、④】: 電子納品する工事書類が工事毎にまちまちであり、紙と電子の二重納品が発生している。

#### ➡ 1. 電子納品のガイドライン・基準等の見直しによる二重納品の排除

- ・「電子納品等要領運用ガイドライン【土木工事編】」、  
「工事完成図書の電子納品等要領」、「デジタル写真管理情報基準」の基準の改定(H22.9)

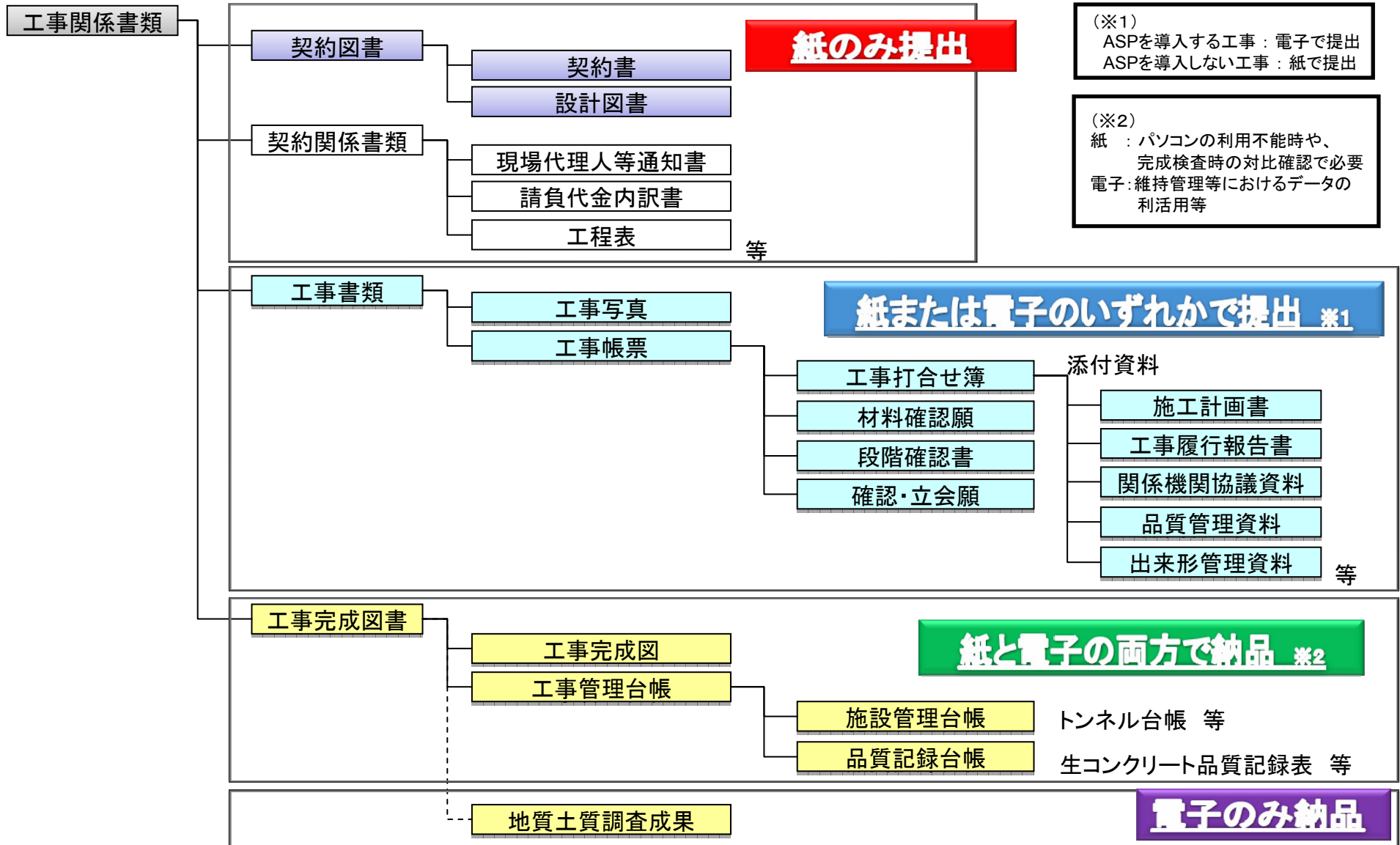
#### 2. 情報共有システムの活用と電子検査の実施による業務改善の実施。

- ・H23.4「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」を策定



## 2. 工事書類作成に係わる改善

### (3) 工事関係書類の体系化







## 3. 施工プロセスを通じた検査

22

### (1) 導入目的と効果

#### 1. 施工プロセスを通じた検査の目的

- ・ 工事目的物の品質確保及び粗雑工事の防止 ⇒ 質及び頻度の高い現場チェック
- ・ **元請・下請企業に対するキャッシュフローの改善** ⇒ 既済部分検査実施による出来高部分払いを採用  
(既済部分検査は、受注者の請求で実施。)

#### 2. 施工プロセスを通じた検査導入による効率化

- ・ **既済部分検査業務の効率化** ➡ 「施工プロセス検査チェックシート」活用による効率化

#### 「施工プロセスを通じた検査における既済部分検査実施要領(案)」に基づく効率的な検査の徹底

##### 検査書類の簡素化

- ・ 準備する書類は、**請求書、出来高内訳書及び出来形報告書のみ。**
  - ➡ 受注者が作成
- ・ 施工プロセスや施工状況等の確認は、**「施工プロセスを通じた検査」のチェックシートを活用。**
  - ➡ 発注者が作成
- ・ 出来高確認以外の資料(施工体制、工事打合せ簿等)を**準備させないこと(求めないこと)。**

※ 検査の書類を簡素化できるのは、「施工プロセスを通じた検査」の試行工事である。  
それ以外の工事では、既済部分検査技術基準(案)による通常どおりの資料を準備する。

##### 検査体制の効率化

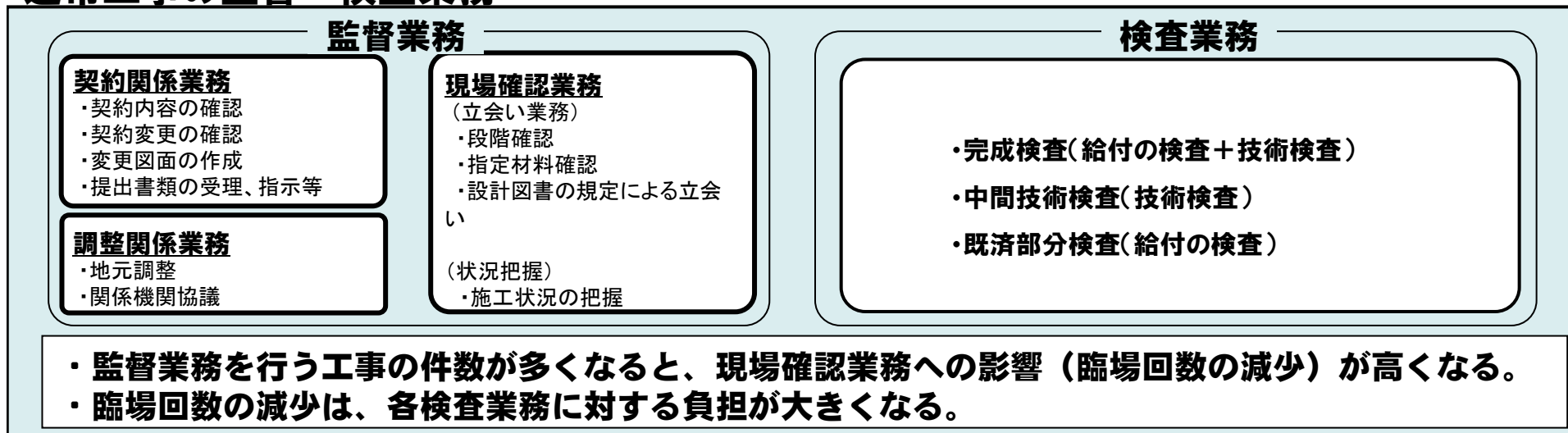
- ・ 既済部分検査の立会者は、**原則として現場代理人とする。**
- ・ 検査場所は、原則実地とするが、**机上でもよい。**
- ・ 検査中も現場の**施工は継続する**(但し、検査の支障となる場合を除く)。
- ・ **現場の整理状況**を評価(成績評定)しない。



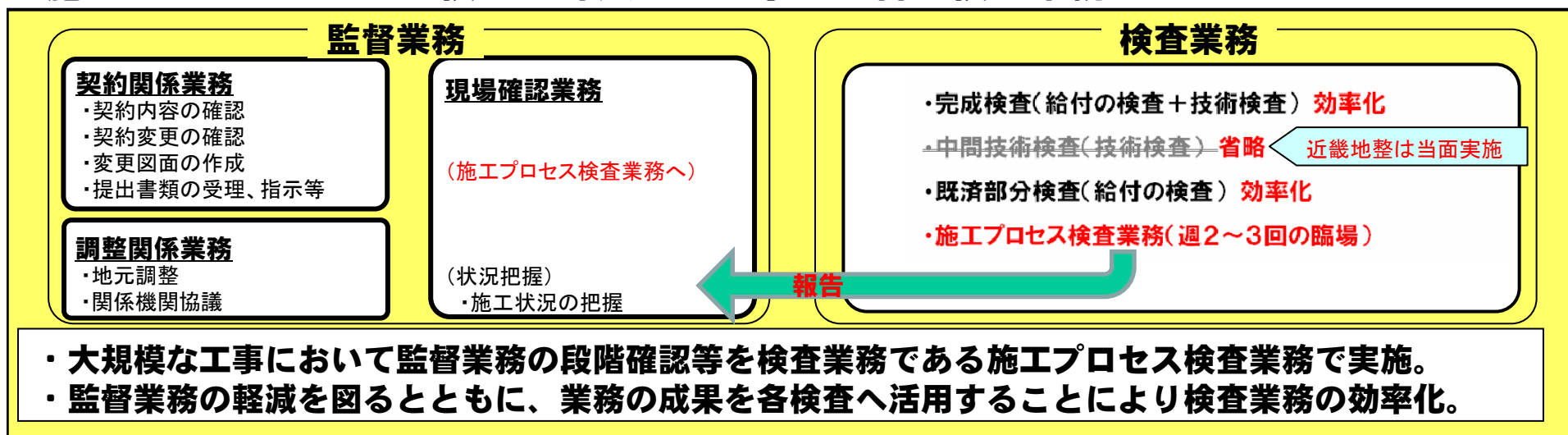
### 3. 施工プロセスを通じた検査

#### (2) 施工プロセスを通じた検査とは

#### 通常工事の監督・検査業務



#### 施工プロセスを通じた検査を導入した工事の監督・検査業務







# 3. 施工プロセスを通じた検査

## (3) 支払制度

### 1. 前金払い方式の支払い

- ・契約後、前払金として請負代金の4割。
- ・工事完成後、完成払として請負代金の残り6割。

### 2. 中間前金払い方式の支払支払い

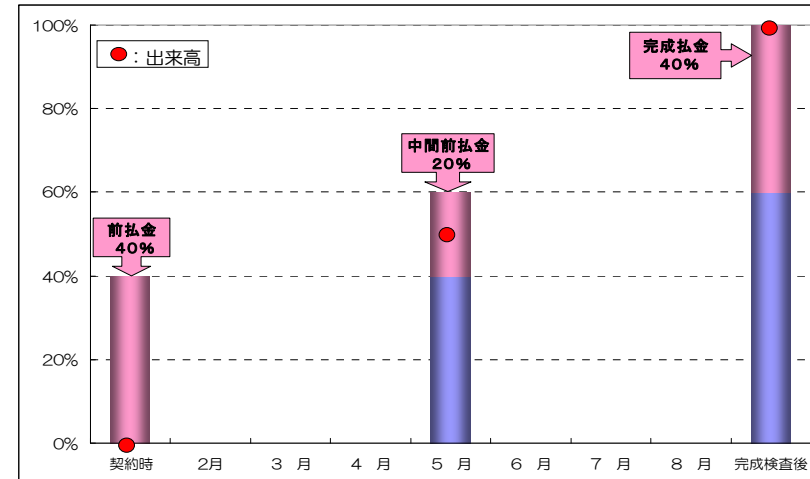
- ・契約後、前払金として請負代金の4割。
- ・出来高及び工期が50%を超えた段階で、前払金として請負代金の2割。
- ・工事完成後、完成払として請負代金の残り4割。

### 3. 出来高部分払方式の支払い

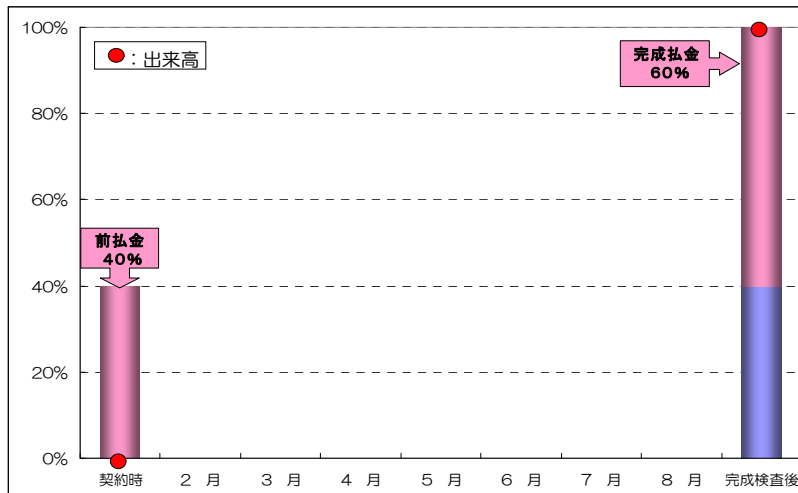
- ・契約後、前払金として請負代金の2割。
- ・出来高で20%を達成するか4ヶ月経過した段階で、前払金として請負代金の2割。(工期が270日以下の工事では、4ヶ月を2ヶ月に短縮)
- ・部分払として出来高に応じた支払い。  
(部分払金 = 出来高 × (0.9 - 0.4) - 既存部分払支払金)
- ・工事完成後、残りの請負代金。

### 2. 中間前金払い方式

(請負代金1,000万円以上かつ工期が150日を超える工事)

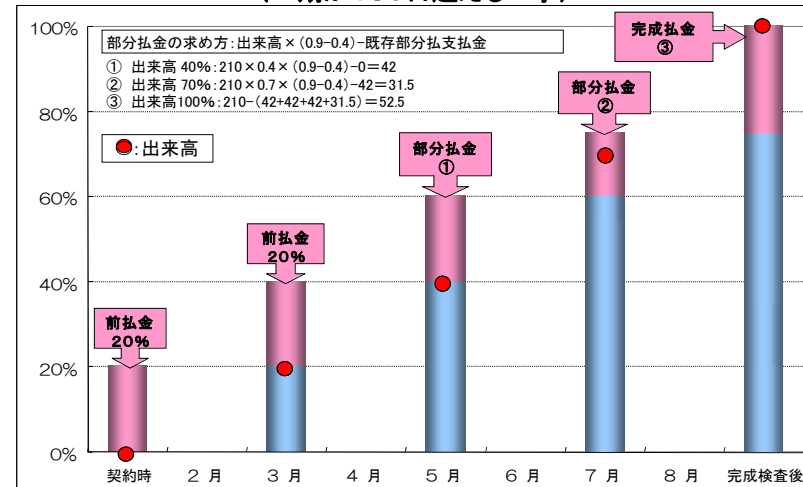


### 1. 前金払い方式



### 3. 出来高部分払い方式

(工期が180日を超える工事)



平成22年度  
総合評価方式実施結果

# 平成22年度総合評価実施状況

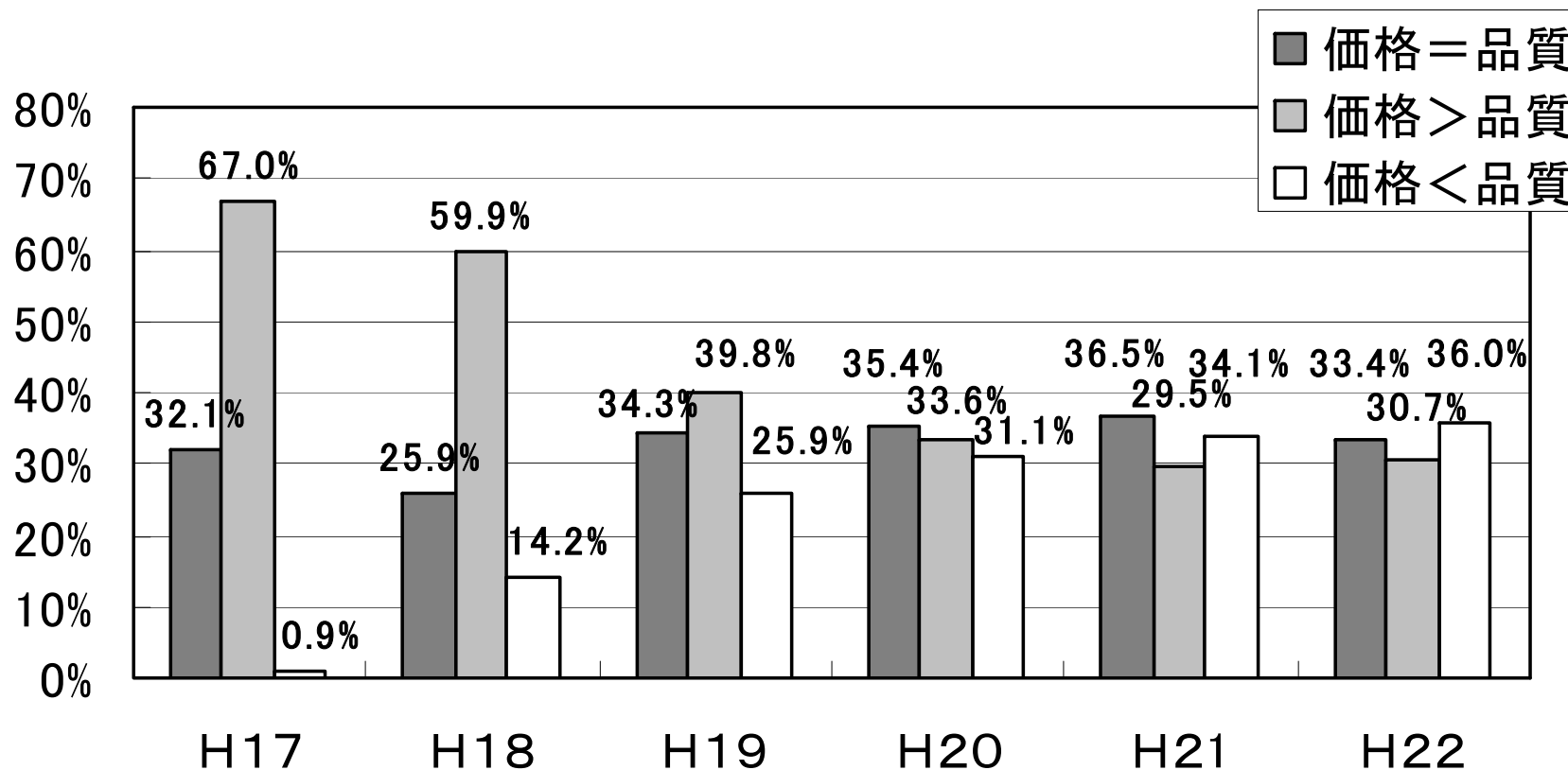
	H17	H18	H19	H20	H21	H22
総合評価件数	123	693	1,235	1,368	1,273	1,082
総合評価金額 (百万円)	82,300	151,600	235,896	276,956	168,226	144,300
総合評価実施率 (金額ベース、%)	41.5	88.8	99.6	99.9	99.9	99.9

※随意契約を除く

※ H23.3.31時点

# 総合評価発注における落札者の加算点と価格について

## 年度別落札者の加算点と落札価格について

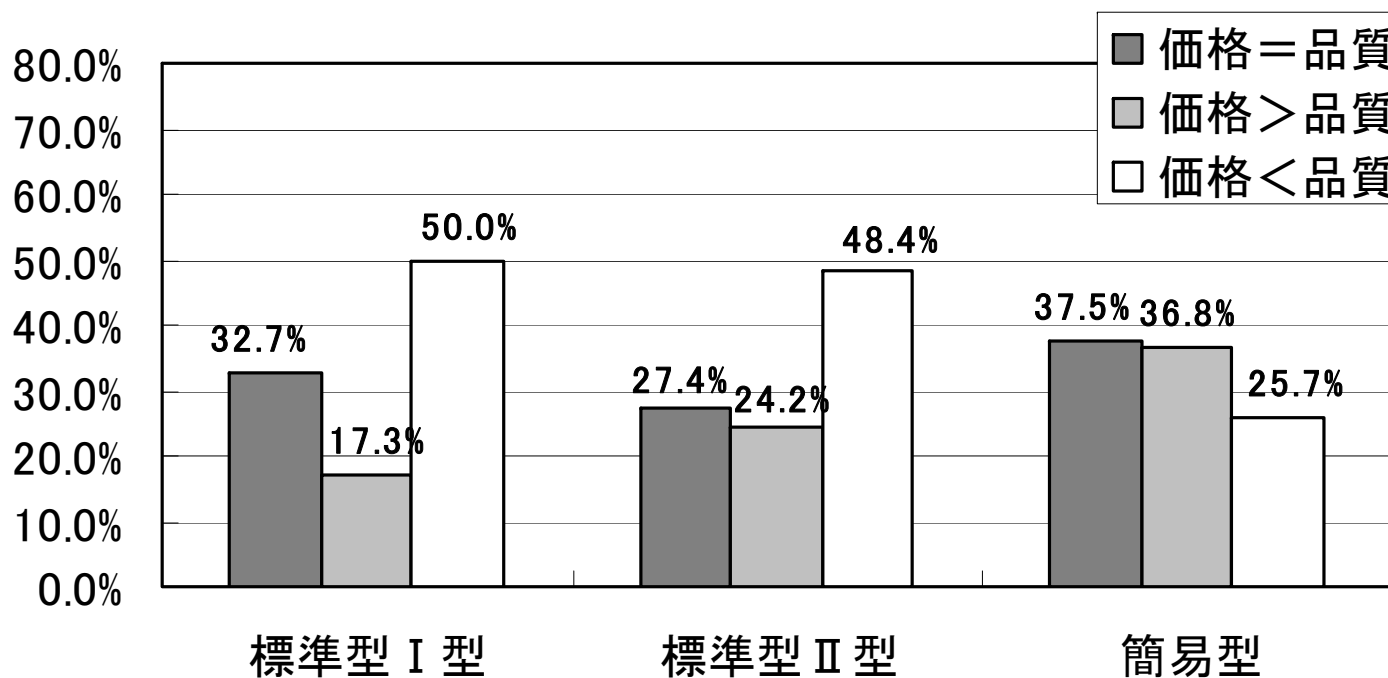


※1社応札及び予定価格内1社を除く

※ H23.3.31時点

# 総合評価発注における落札者の加算点と価格について

平成22年度総合評価方式別落札者の加算点と価格について



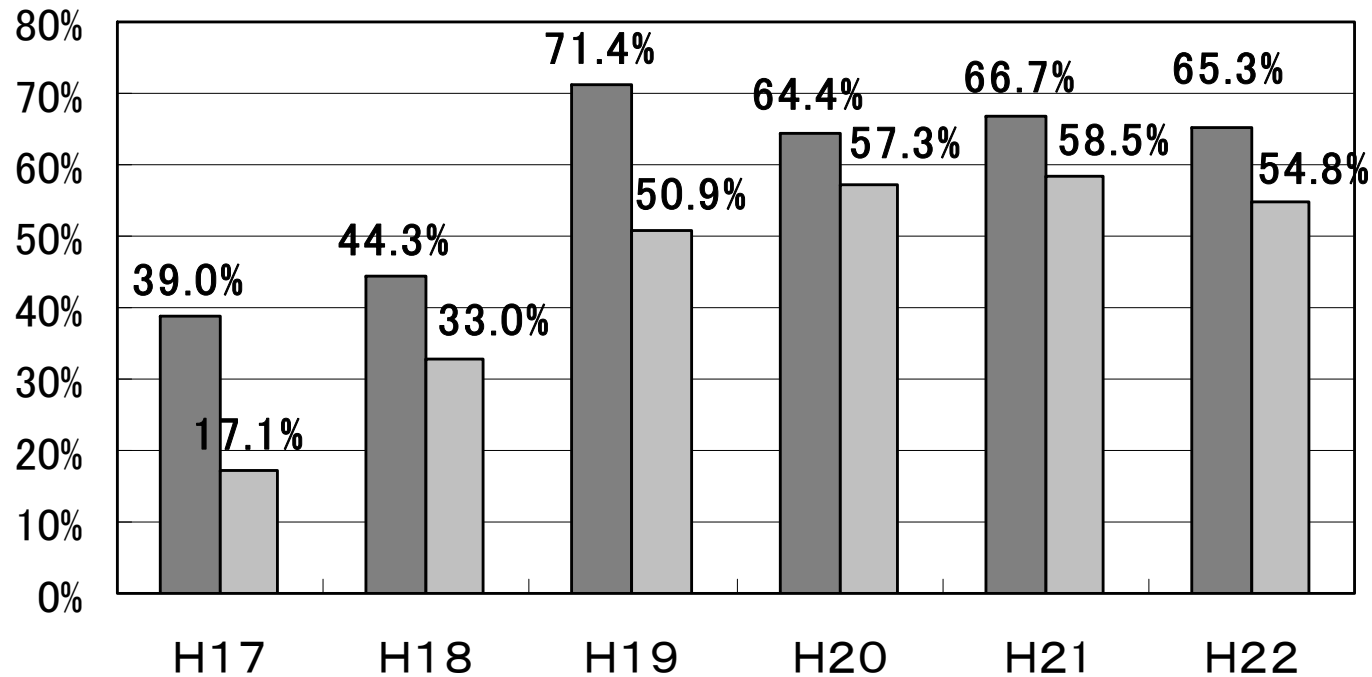
※1社応札及び予定価格内1社を除く

※ H23.3.31時点

# 総合評価発注における加算点1位の落札割合

H17～H21	標準型 I 型
	標準型 II 型、簡易型
H22	標準型 I 型、II 型
	簡易型

加算点1位の業者が落札した割合

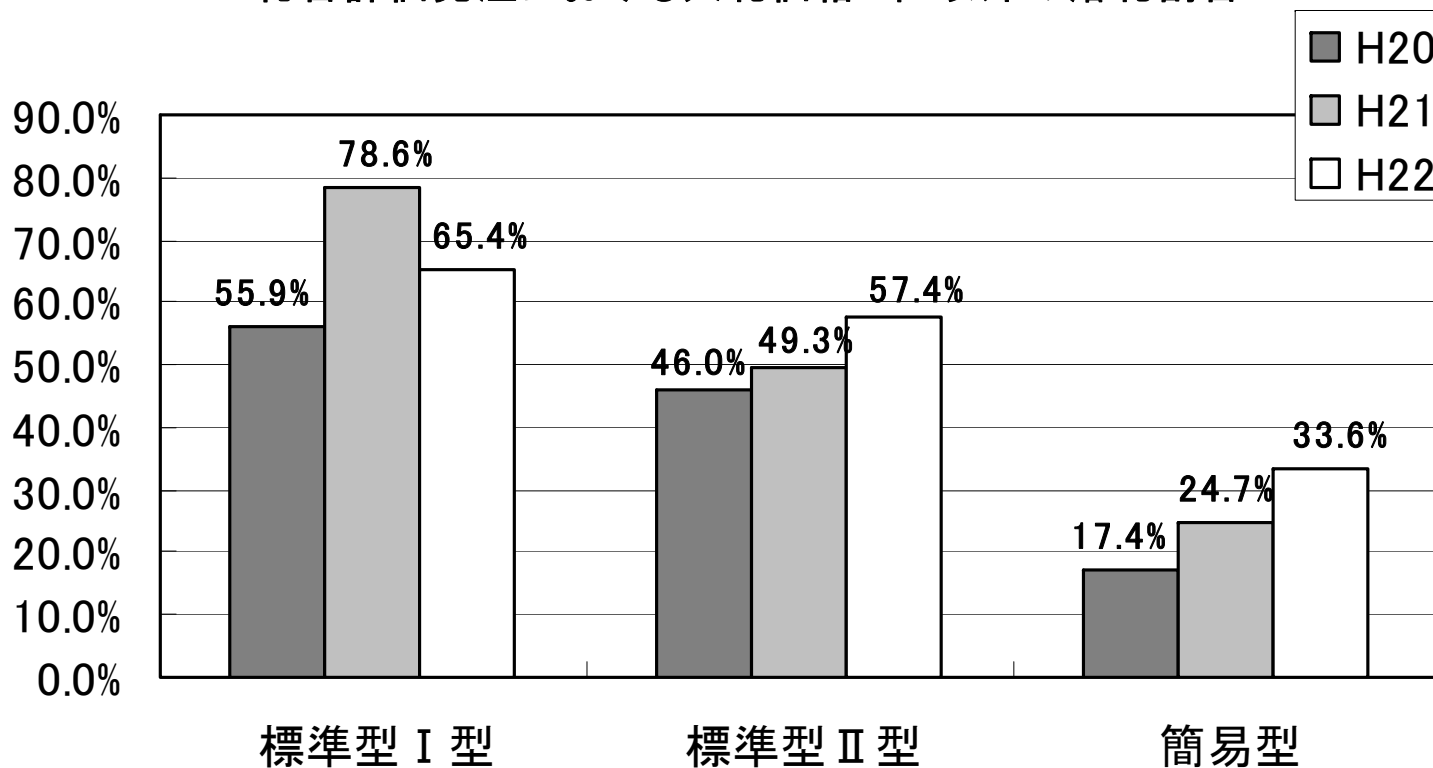


※1社応札及び予定価格内1社を除く

※ H23.3.31時点

# 総合評価発注における価格点1位以外の落札割合

総合評価発注における入札価格1位以外の落札割合

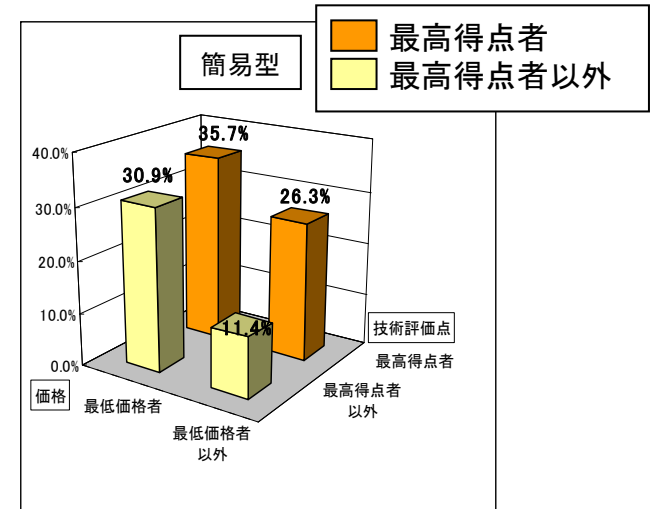
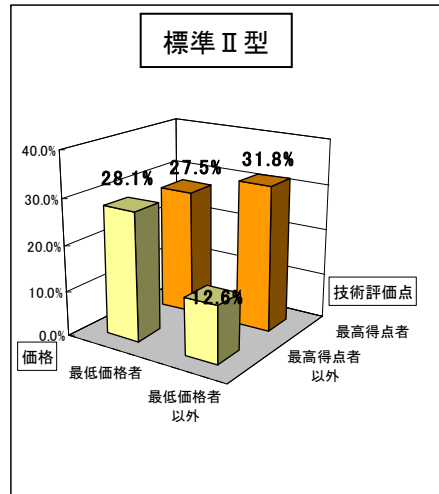
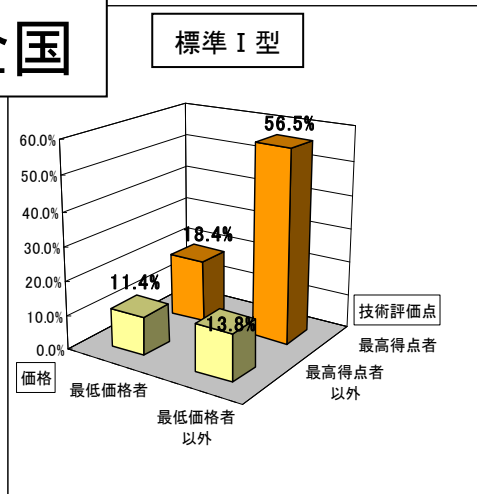


※1社応札及び予定価格内1社を除く

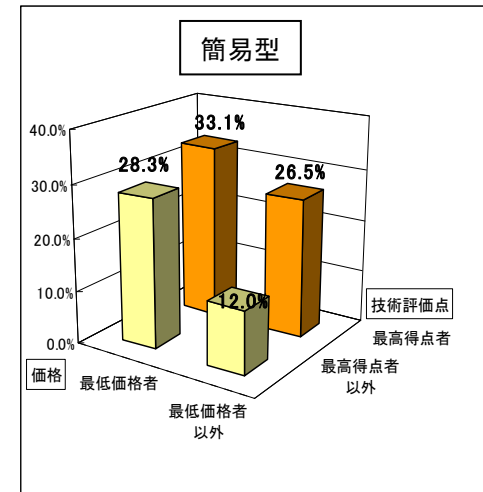
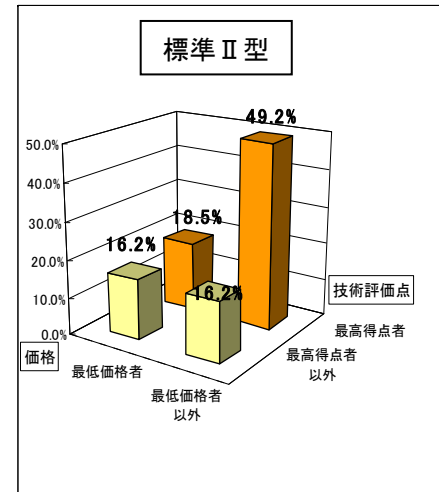
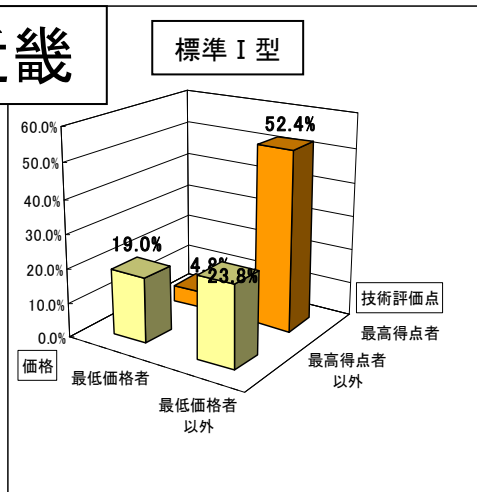
※ H23.3.31時点

# 総合評価発注における落札割合

H21全国



H22近畿



※全国との比較のため主要4工種(一般土木、AS舗装、PC、鋼橋上部)としている  
 ※1社応札及び予定価格内1社を除く  
 ※ H23.3.31時点






# 総合評価発注における価格点1位以外の落札割合

平成22年度総合評価による落札結果（標準Ⅰ型）

落札者の入札価格順位と加算点順位




加算点順位 入札価格順位	1位	2位	3位以下	計
1位	10 (19.2%)	4 (7.7%)	4 (7.7%)	18 (34.6%)
2位	5 (9.6%)	3 (5.8%)	1 (1.9%)	9 (17.3%)
3位以下	18 (34.6%)	3 (5.8%)	4 (7.7%)	25 (48.1%)
計	33 (63.5%)	10 (19.2%)	9 (17.3%)	52

 価格=品質 =17/52=32.7%  
 価格>品質 =9/52=17.3%  
 価格<品質 =26/52=50.0%

平成22年度総合評価による落札結果（標準Ⅱ型）

落札者の入札価格順位と加算点順位

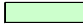
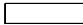

加算点順位 入札価格順位	1位	2位	3位以下	計
1位	58 (20.9%)	41 (14.8%)	19 (6.9%)	118 (42.6%)
2位	55 (19.9%)	14 (5.1%)	7 (2.5%)	76 (27.4%)
3位以下	69 (24.9%)	10 (3.6%)	4 (1.4%)	83 (30.0%)
計	182 (65.7%)	65 (23.5%)	30 (10.8%)	277

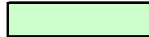
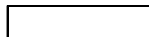

 価格=品質 =76/277=27.4%  
 価格>品質 =67/277=24.2%  
 価格<品質 =134/277=48.4%

平成22年度総合評価による落札結果（簡易型）

落札者の入札価格順位と加算点順位

加算点順位 入札価格順位	1位	2位	3位以下	計
1位	128 (31.6%)	71 (17.5%)	70 (17.3%)	269 (66.4%)
2位	49 (12.1%)	20 (4.9%)	8 (2.0%)	77 (19.0%)
3位以下	45 (11.1%)	10 (2.5%)	4 (1.0%)	59 (14.6%)
計	222 (54.8%)	101 (24.9%)	82 (20.2%)	405

 価格=品質 =152/405=37.5%  
 価格>品質 =149/405=36.8%  
 価格<品質 =104/405=25.7%

	価格=品質
	価格>品質
	価格<品質

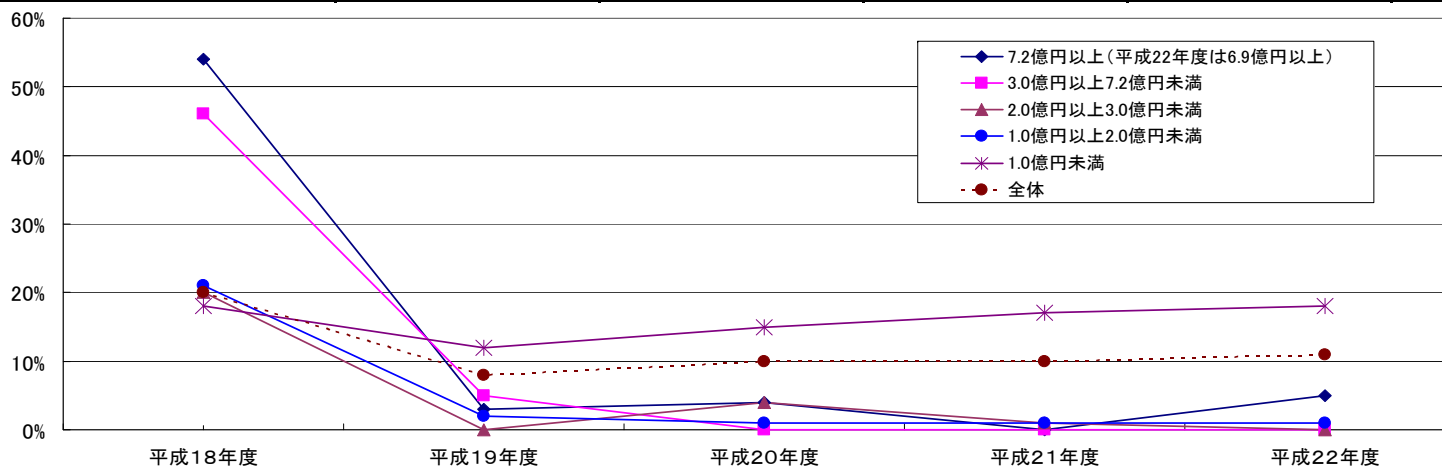
※1社応札及び予定価格内1社を除く  
 ※ H23.3.31時点

# 近畿地方整備局における低入札の状況

平成18年度から平成22年度までの発注件数に占める低入札の状況

※ 港湾空港部を除く

予定価格	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度						
	低入件数(%)	全体件数	低入件数(%)	全体件数	低入件数(%)	全体件数	低入件数(%)	全体件数	低入件数(%)	全体件数					
7.2億円以上(平成22年度は6.9億円以上)	15	54%	28	1	3%	39	3	4%	73	0	0%	30	1	5%	19
3.0億円以上 7.2億円未満	12	46%	26	3	5%	55	0	0%	61	0	0%	41	0	0%	40
2.0億円以上 3.0億円未満	28	20%	139	0	0%	155	7	4%	169	1	1%	141	0	0%	135
1.0億円以上 2.0億円未満	45	21%	215	5	2%	228	3	1%	282	4	1%	291	1	1%	205
1.0億円未満	157	18%	891	90	12%	774	116	15%	751	120	17%	721	114	18%	625
(0.6億円未満)										(114)	(22%)	(527)	(110)	(25%)	(444)
計	257	20%	1,299	99	8%	1,251	129	10%	1,336	125	10%	1,224	116	11%	1,024



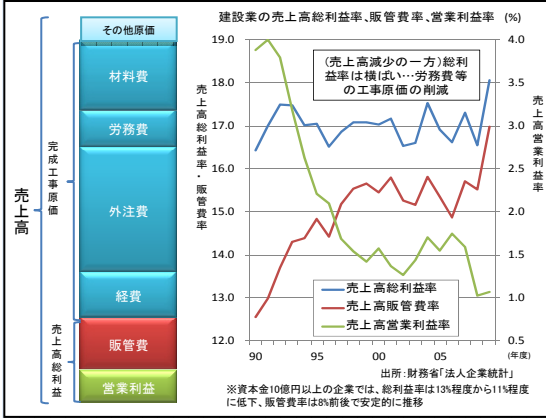
「施工体制確認型総合評価落札方式」の採用により、平成19年度以降、全体件数に占める低入札の割合は減少し、その後ほぼ横ばいであるが、施工体制確認型が適用されない1億円未満では、増加傾向であった。平成21年度から施工体制確認型の適用を予定価格6千万円以上の全工事に引き下げた結果、6千万円以上1億円未満では2%～3%程度で(平成21～22年度)しており、適用外である6千万円未満においては22%～25%(平成21～22年度)と依然高い状況となっている。

# 近畿ブロック発注者協議会 第6回幹事会

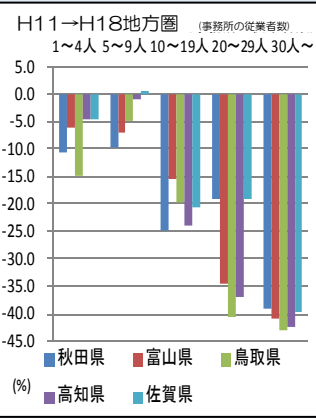
---

平成23年7月6日  
近畿地方整備局建政部

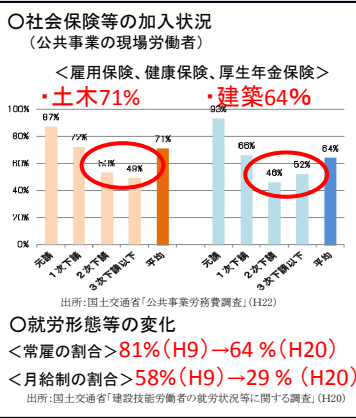
○経営環境の変化



○事業所数の減少率



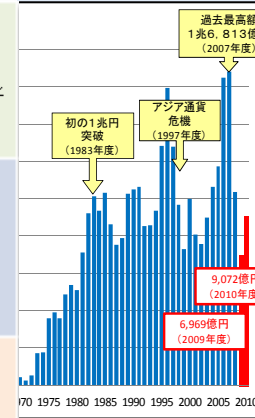
○社会保険の加入状況等



○技術者の数等

イギリス	データベースに蓄積	約160万人 (技能者等含む)
韓国	データベースに蓄積	約55万人
日本	監理技術者資格者証保有者 ※技術者(監理技術者・主任技術者)	約67万人
		※約120万人 (推計)

○海外受注の実績



○過剰供給構造

	S55年度	H4年度	H22年度
建設投資額	50兆円 (100)	84兆円 (141)	41兆円 (66)
許可業者数	50万社 (1.0)	53万社 (1.1)	50万社 (1.0)
建設業就業者数	548万人 (1.0)	619万人 (1.1)	498万人 (0.9)

※建設投資額の欄の( )内はデフレーターを加味した数値

課題1 地域社会の維持

○ 災害対応、除雪、維持管理等(地域維持事業)を担える企業が不足

対策1 地域維持型の契約方式の導入

○ 地域維持事業の担い手確保に資する新たな契約方式(※)の導入

※ 包括発注(一括契約、複数年契約等)や、地域建設企業の共同体による受注

課題2 技能労働者の雇用環境の改善

○ 売上高減少に伴う固定費削減方策として、技能労働者の外部化、賃金の低下等

○ 若年入職者が減少、技能・技術喪失の危機

○ 法定福利費を負担しない企業が、人を大切にする施工力のある企業を駆逐しているおそれ

対策2 保険未加入企業の排除

○ 行政、元請、下請による一体的な取組

<行政> 保険加入状況の確認強化、指導

<元請> 下請指導責任の明確化

<下請> 保険加入の徹底

課題3 技術者

○ 施工管理を適切に行

○ 技術者の不適正配置

○ 業種区分が実態と乖離のおそれ

対策3 技術者データベースの整備と業種区分の点検

○ 技術者DBの整備・活用による技術者の資質向上と適正配置の徹底

○ 業種区分の点検と見直し

課題5 海外市場への積極的進出

○ 海外には膨大なインフラ需要がある一方、受注額が伸び悩み

対策5 海外展開支援策の強化

○ 契約・リスク管理の強化

○ 情報収集・提供、人材育成の強化等

○ 投資協定の活用

○ 企業数としては過剰

○ 震災により一時的に建設需要が増加しても、過剰供給構造そのものは変わらない

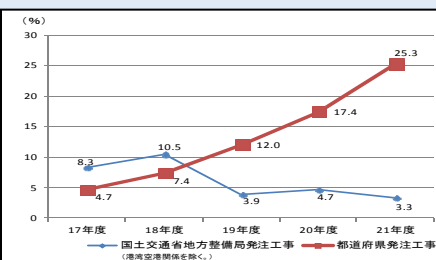
対策6 不良不適格業者の排除

○ 保険未加入企業の排除、技術者適正配置の徹底(再掲)

○ 建設企業としての欠格要件の強化

○ 都道府県との連携強化

○低価格入札の発生率



課題4 公共調達市場と受発注者関係

○ 価格競争が激化し地域建設企業の疲弊と品質への影響 ○ 参加者多数の入札で受発注者の事務負担増

対策4 入札契約制度改革の推進

○ 地方公共団体等におけるダンピング対策の強化

○ 段階選抜方式の活用推進

○ 地域企業の適切な活用

○ 受発注者間の法令遵守ガイドラインの策定

課題7 東日本大震災

○ 迅速かつ円滑な復旧・復興

○ 特定の地域又は業種で一時的に供給不足となる可能性

○ 被災地と原産地域の企業の支援

対策7 震災を受けた特別の対応

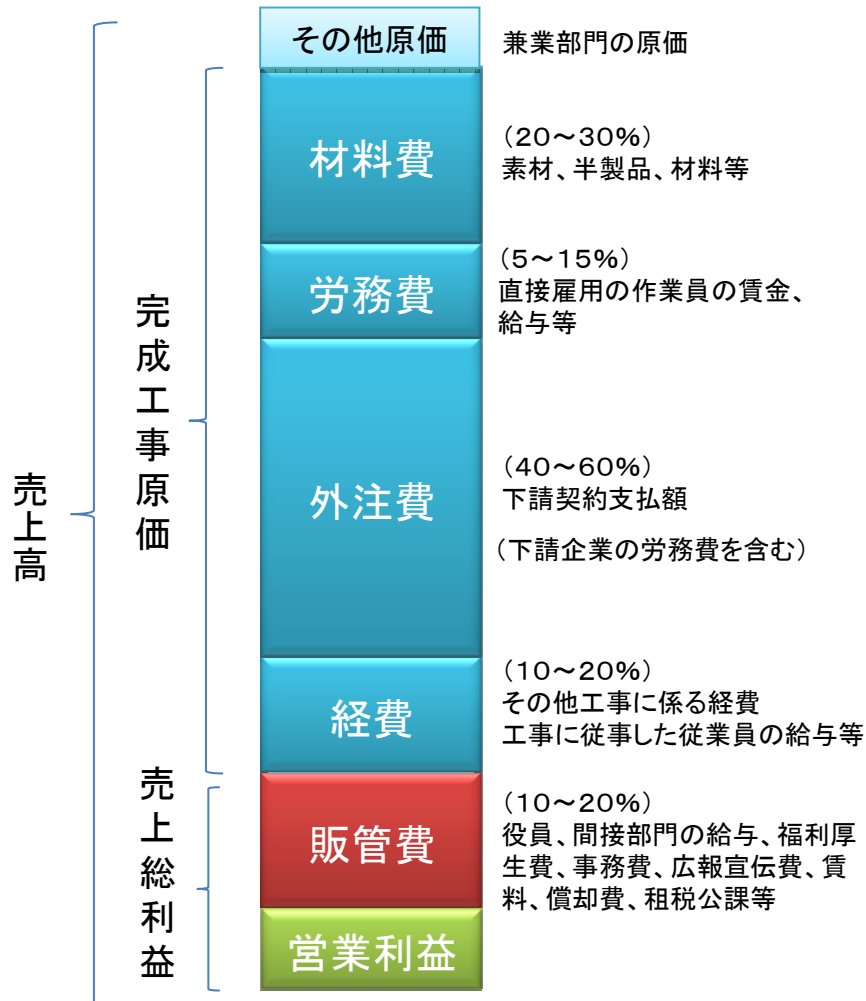
○ 建設企業の役割を發揮させるための行政による支援等

○ 地域企業と地域外企業の適切な活用

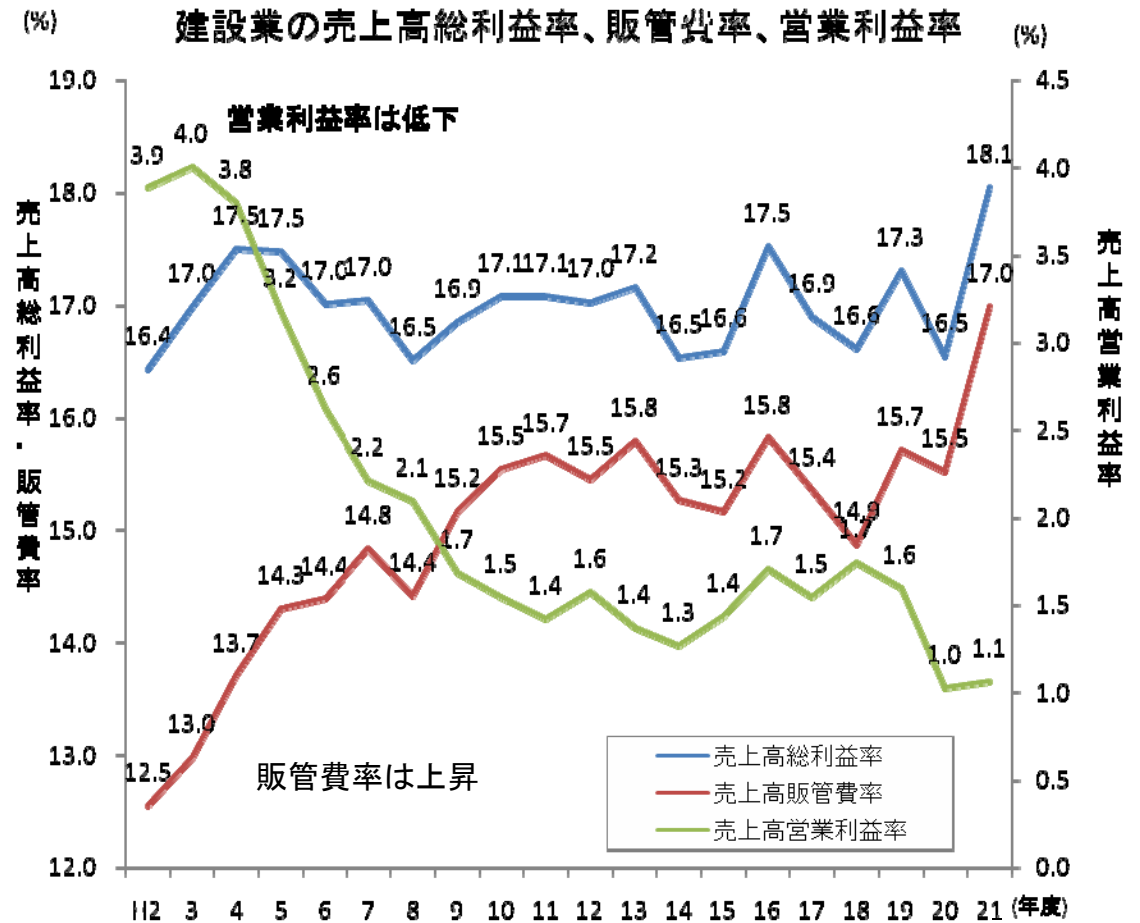
○ 事業の早期着手のための随意契約や指名競争入札の活用等

# 売上高総利益率、販管費率、営業利益率の関係

- 建設産業全体としては、売上高総利益率は概ね16～18%程度の範囲で推移している。
- 間接経費である販管費の比率は低下せず、売上高営業利益率は下落、低迷。



※( )内は売上高に占める各項目の標準的な割合

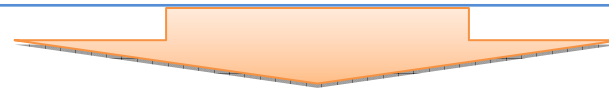


出所: 財務省「法人企業統計」

※資本金10億円以上の企業では、総利益率は13%程度から11%程度に低下、販管費率は8%前後で安定的に推移

## 課題 1 地域社会の維持

- 災害対応、除雪、維持管理等(地域維持事業)を担える企業が不足



## 対策 1 地域維持型の契約方式の導入

- 地域維持事業の担い手確保に資する新たな契約方式（※）の導入

※ 包括発注（一括契約、複数年契約等）や、地域建設企業の共同体による受注

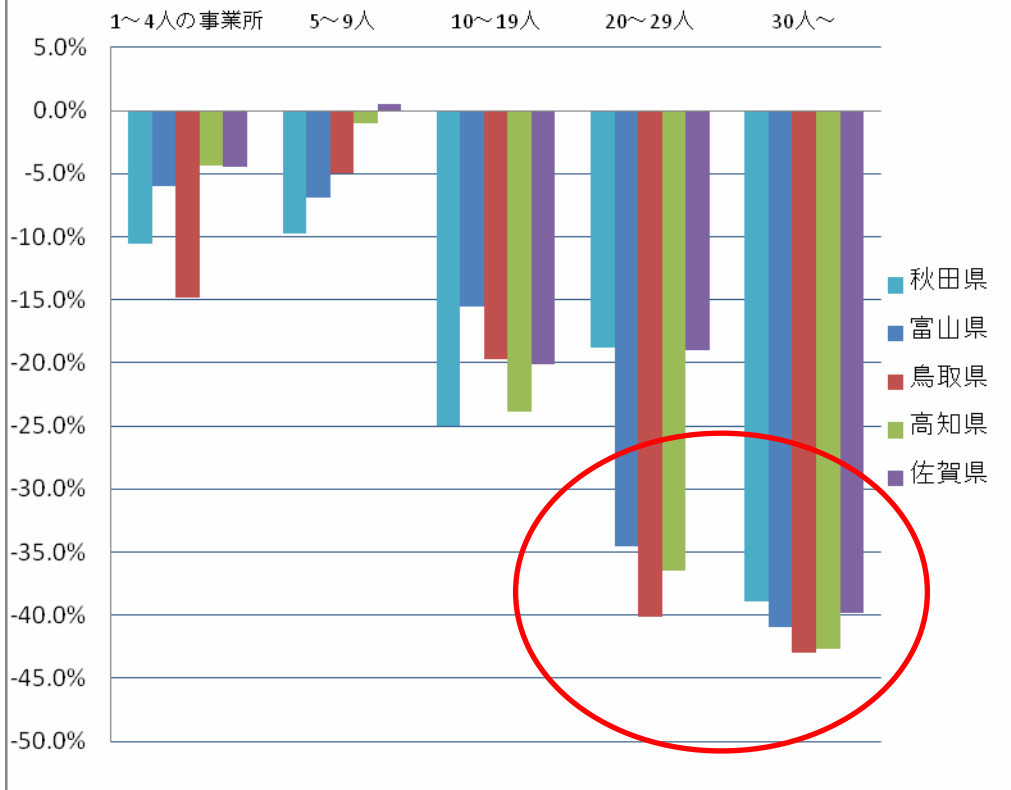
# 建設企業の小規模化(地方圏ほど進展)

- 中規模(従業員10人)以上の建設企業の数が大幅に減少し、小規模の建設企業の割合が増加。
- 小規模化の傾向は、地方圏で顕著。

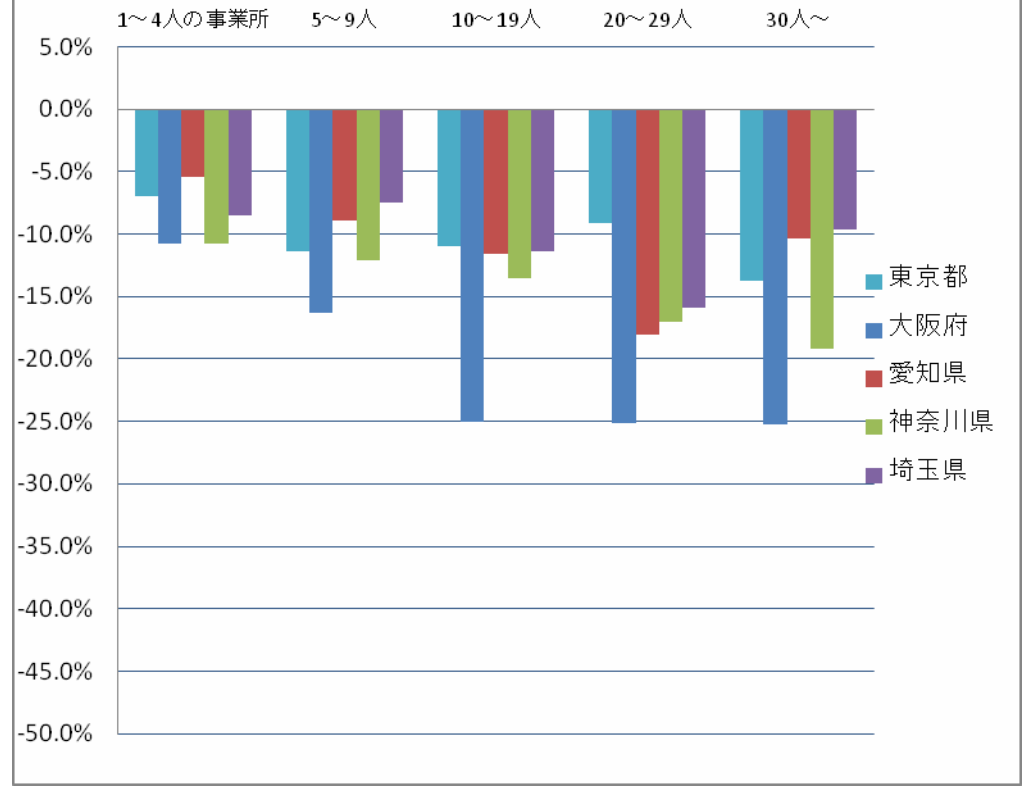
許可業者の減少率

秋田▲6.7%	東京 ▲11.1%
富山▲5.1%	大阪 ▲15.4%
鳥取▲3.8%	愛知 ▲4.4%
高知▲5.5%	神奈川▲7.6%
佐賀▲8.9%	埼玉 ▲9.7%

事業所数の減少率(H11→H18地方圏)  
【出所:総務省「事業所・企業統計調査」(H11、H18)】



事業所数の減少率(H11→H18大都市圏)  
【出所:総務省「事業所・企業統計調査」(H11、H18)】





## 課題を踏まえた対応の方向性

- ① 地域維持事業<sup>※</sup>に係る経費の積算において、実態に即した適切な費用計上を行う。 ※災害対応、除雪、インフラの維持管理
- ② 地域に不可欠な維持管理を適切に行い得る担い手の確保が困難となるおそれがある場合には、施工の効率化と施工体制の安定的確保の観点から、地域の実情を踏まえつつ、契約方式を工夫する。  
(例えば、一括契約、複数年契約、地域精通度の高い建設企業(地域維持型の建設共同企業体等)との契約等)
- ③ 契約は、適正な競争のもと、透明性の高い契約手続を通じて行う。

### 一括契約のイメージ例

(例1)  
雪寒地域において、通常の維持管理業務と除雪業務を一括受注できれば、年間を通じて人や機械を遊ばせることなく効率的に使うことができる。

<降雪期> (個別) 除雪業務      <その他期間> (仕事なし)

<一括契約>  
人や機械を両方で有効活用できる

除雪業務+除草、維持補修等

(複数年)  
契約

(例2)  
道路巡回と河川巡視を一括受注できれば、1台のパトロール車・運転手で両方の業務を効率的に行えるようになる。

<道路巡回(個別)> 車両1台+運転手1名+技術者1名  
<河川巡視(個別)> 車両1台+運転手1名+技術者1名

<道路巡回・河川巡視の一括契約>  
車両1台+運転手1名+技術者2名

[△車両1台、運転手1名]

(複数年)  
契約

(例3)  
道路のA区間とB区間を一括受注できれば、1台の除草車で両方の区間の業務を効率的に行えるようになる。

<A区間の除草(個別)> 除草車1台+作業員1名  
<B区間の除草(個別)> 除草車1台+作業員1名

<A区間・B区間を通じた一括契約>  
除草車1台+作業員1名

[△除草車1台、作業員1名  
ただし、作業時間は延長]

(複数年)  
契約

(個々の企業ではなく)  
地域維持事業の実施を目的とした  
新タイプの建設共同企業体(JV)

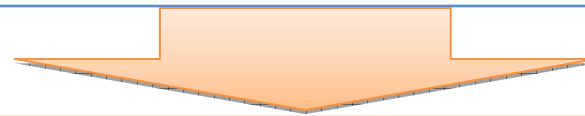
## 目指すべき姿

地域社会の維持、災害対応空白地帯の発生防止



## 課題 2 技能労働者の雇用環境の改善

- 売上高減少に伴う固定費削減方策として、技能労働者の外部化、賃金の低下等
- 若年入職者が減少、技能・技術喪失の危機
- 法定福利費を負担しない企業が、人を大切にしている施工力のある企業を駆逐しているおそれ



## 対策 2 保険未加入企業の排除

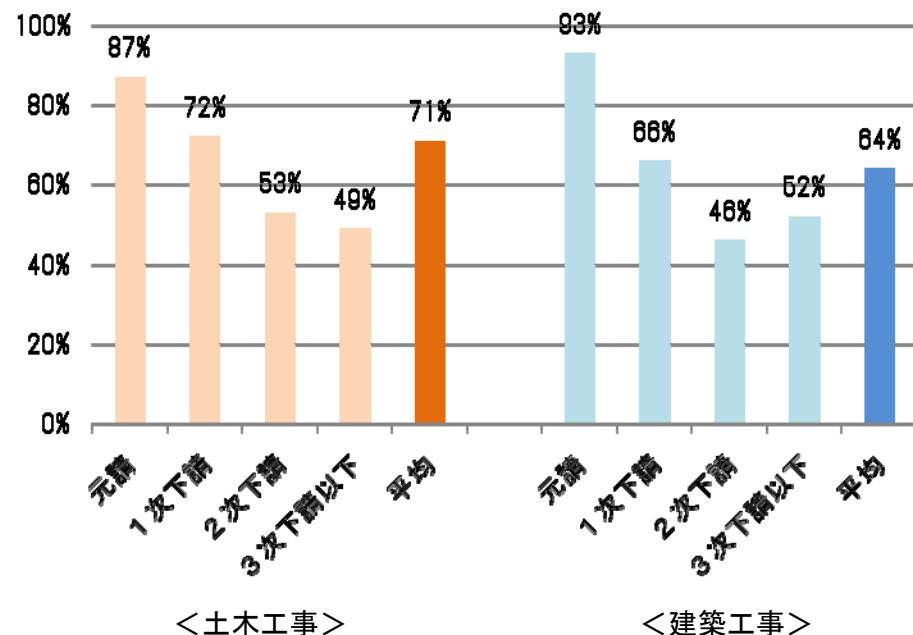
- 行政、元請、下請による一体的な取組
  - ＜行政＞ 保険加入状況の確認強化、指導
  - ＜元請＞ 下請指導責任の明確化
  - ＜下請＞ 保険加入の徹底

# 公共事業労務費調査における社会保険等の加入状況

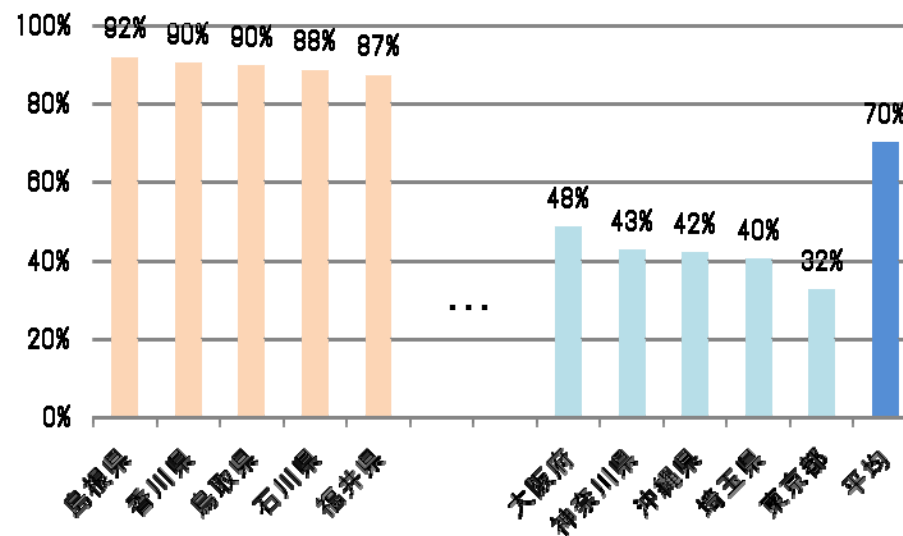
○労働者単位での加入状況をみると、下請企業を中心に、保険未加入の割合が大きくなっている。  
 ○都道府県別では、地方部と比較して、都市部の加入割合が低い傾向にある。

## 労働者単位での加入状況

① 元請・下請次数別（合計標本数：77,891）



② 都道府県別（合計標本数：77,891）



※平成22年度公共事業労務費調査のデータにおける、規模が10人以上の事業所、65歳未満、月18日以上労働する労働者（交通誘導員A、Bを除く）の有効標本（77,891標本）のうち、雇用保険、健康保険（一般健康保険、日雇特例保険、全国土建国保、または船員保険等）、及び厚生年金保険の法定福利費控除額（本人負担額）が3保険とも確認できた標本の率を示す。  
 ※法定福利費控除額（本人負担額）が確認できなかった標本の中には国民健康保険、国民年金の加入者等が含まれる。

## 行政、元請企業、下請企業が一体となった取組

### 1. 行政による指導監督方策

- ① 許可更新時の加入状況確認
- ② 公共工事参加者の加入状況確認
- ③ 建設業担当部局による立入検査

社会保険担当部局との連携による加入徹底

### 2. 元請企業における徹底方策

- 元請企業による下請指導 ← 行政によるチェック
  - 元請企業による下請指導責任の明確化
  - 下請企業の保険加入状況のチェック、指導
    - ※ 施工体制台帳、建設現場の作業員名簿等を活用

### 3. 下請企業における徹底方策

- 下請企業による保険加入の徹底
  - 下請企業、再下請企業の保険加入の徹底
  - 労働者単位の加入状況の効率的なチェック
    - ・ 建設業者団体による労働者の加入状況のチェック等

## 派生する課題への対応

- 法定福利費が適切に流れる取組み
  - ・ 見積・契約額における労務費・法定福利費計上を周知徹底等
- 一人親方が増加しないようにする取組み
  - ・ 請負及び雇用に関するルール（偽装請負の禁止等）の周知徹底等

## 目指すべき姿

- 建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 企業間の健全な競争環境の構築

### スケジュール

- 周知・啓発期間：1年程度
- 排除方策の進め方
  - ・ 大規模工事から順次拡大
  - ・ 5年目途で目指すべき姿に

### 社会保険等の加入状況

#### 企業単位

- 加入義務のある許可業者について
- 100%

#### 労働者単位

- 製造業相当の加入状況を目指す

(参考) 製造業の加入状況

- ・ 雇用保険 92.6%
- ・ 厚生年金保険 87.1%

※ 雇用者数（雇用保険は役員を除く）に占める被保険者数の割合

出所：総務省「労働力調査」、厚生労働省「雇用保険事業年報」、「厚生年金保険業態別規模別適用状況調」（H21）

### 課題3 技術者の育成と適正配置

- 施工管理を適切に行うことができる人材の継続的育成
- 技術者の不適正配置が工事の品質と施工の安全に影響
- 業種区分が実態と乖離のおそれ



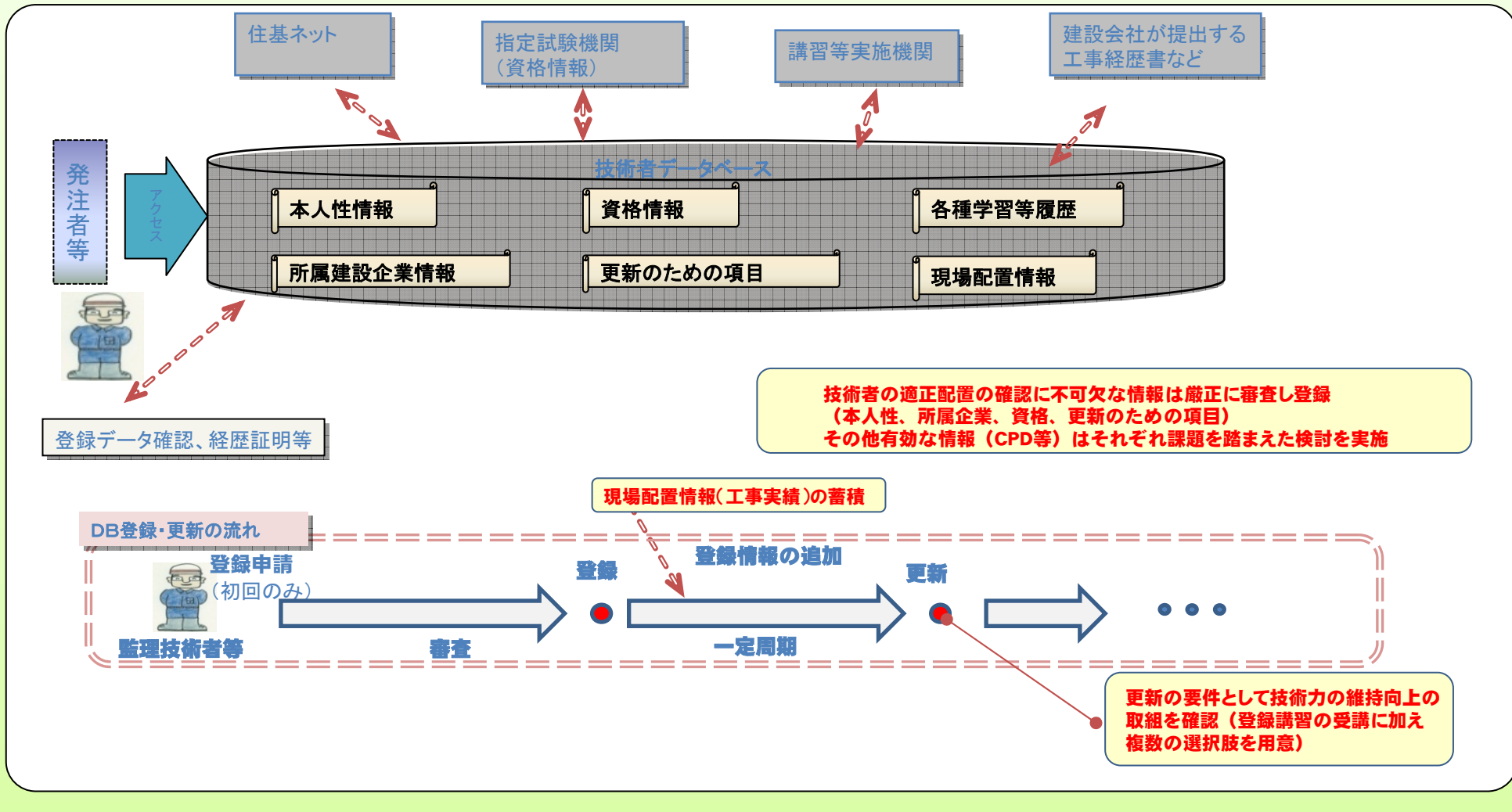
### 対策3 技術者データベースの整備と業種区分の点検

- 技術者DBの整備・活用による技術者の資質向上と適正配置の徹底
- 業種区分の点検と見直し

イギリス	データベースに蓄積	約160万人 (技能者等含む)
韓国	データベースに蓄積	約55万人
日本	監理技術者資格者証保有者 ※技術者(監理技術者・主任技術者)	約67万人 ※約120万人 (推計)

## 課題を踏まえた対応の方向性(1)

### ◎技術者に関するデータベースの整備



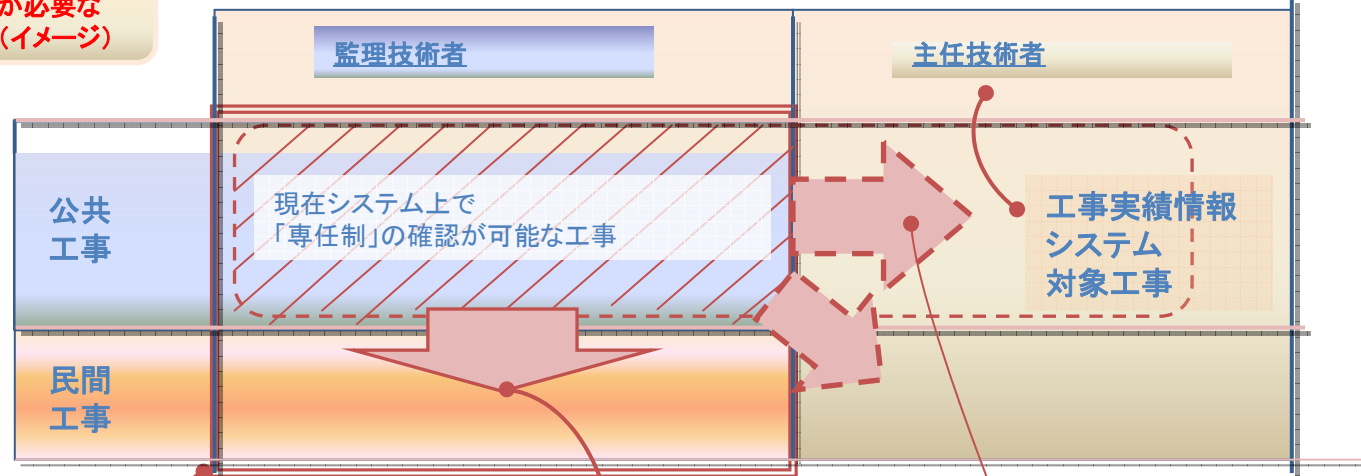
### 目指すべき姿

- 技術者の資質・技術力向上のインセンティブの付与
- 優秀な技術者の確保・育成

## 課題を踏まえた対応の方向性(2)

### データベースによる技術者適正配置の推進

専任が必要な  
工事(イメージ)

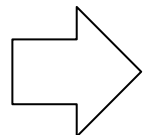


#### 監理技術者情報のデータベース化

- ・確認行為の効率化
- ・不正表示等の防止

技術者の配置情報を収集することにより、民間工事についても、システム上で、専任の確認が可能。

データベースの対象を主任技術者まで拡充  
→ 確認行為の効率化、不正表示の防止  
→ システム上で専任の確認が可能。  
(段階的な拡充が有効)

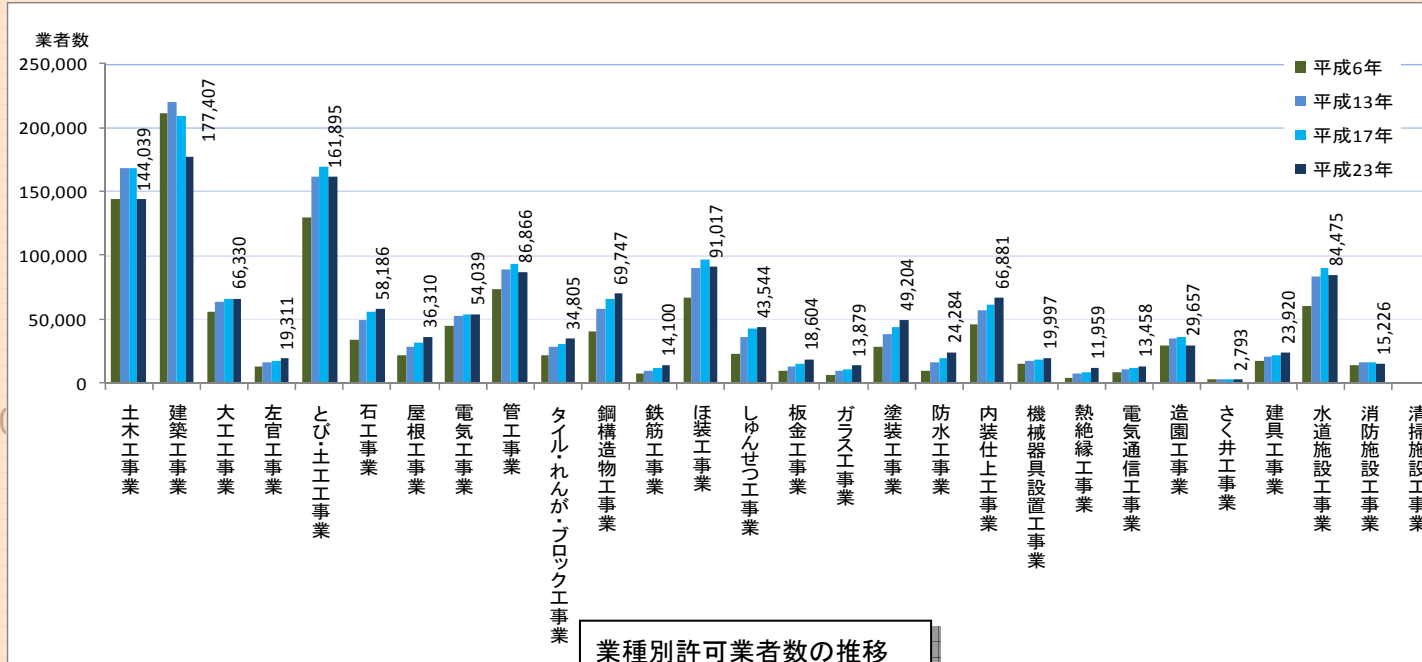


目指すべき姿

○ 適切な確認方法の導入による適正配置の確保  
(不良不適格業者の排除による健全な競争環境の実現)

## 業種区分の点検の必要性

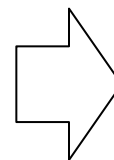
- 建設工事は多種多様な専門的技術の組合せにより行われており、業種別許可制度を採用
- 現在の業種区分は、昭和46年に、施工技術の相違や取引慣行、業界の実態等より設定
- 40年が経過する中で、実態と乖離しているおそれ



## 課題を踏まえた対応の方向性

### ◎業種区分の点検

業種区分の点検の視点を整理し点検を行い、必要な見直しを検討  
(建設業界の意見も聴取し、総合的な観点で検討)



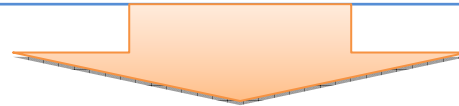
## 目指すべき姿

○時代のニーズや経営環境の変化に対応した技術者制度の適切な運用



## 課題4 公共調達市場と受発注者関係

- 価格競争が激化し地域建設企業の疲弊と品質への影響
- 参加者多数の入札で受発注者の手続負担増

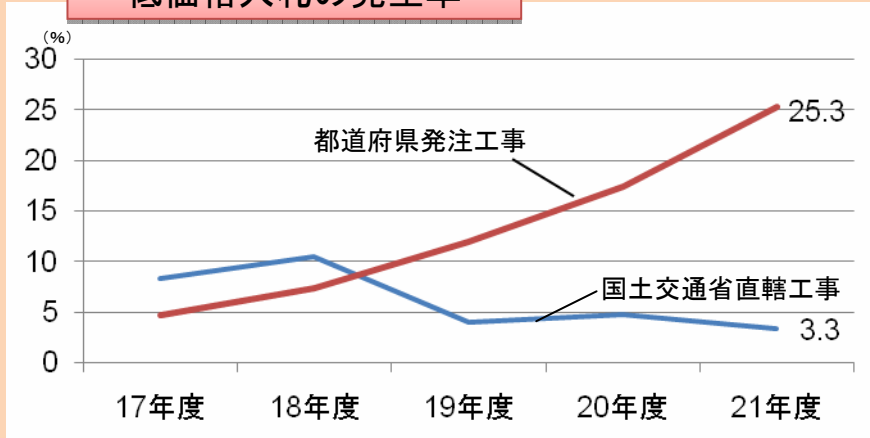


## 対策4 入札契約制度改革の推進

- 地方公共団体等におけるダンピング対策の強化
- 段階選抜方式の活用推進
- 地域企業の適切な活用
- 受発注者間の法令遵守ガイドラインの策定

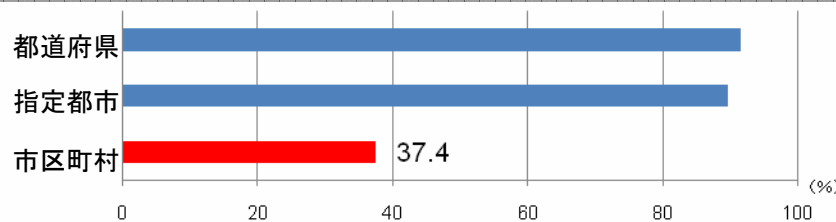
## 現状と課題

### 低価格入札の発生率



### 低入札価格調査基準価格

(国並み水準以上に設定している自治体の割合)



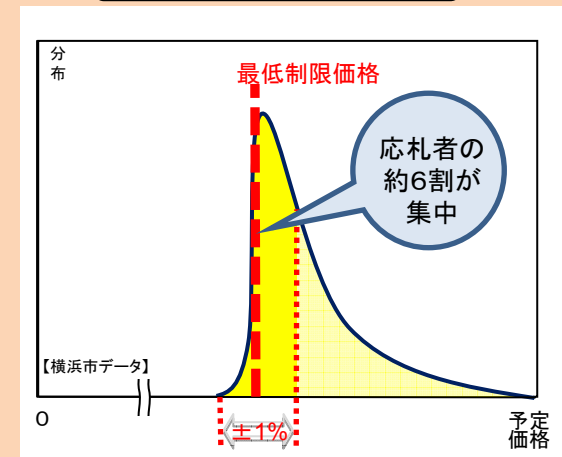
### 予定価格の事前公表(都道府県の36団体)

くじ引き落札の多発

入札行動のゆがみ

事前公表 13.5% > 事後公表 5.7%

2.4倍



## 課題を踏まえた対応の方向性

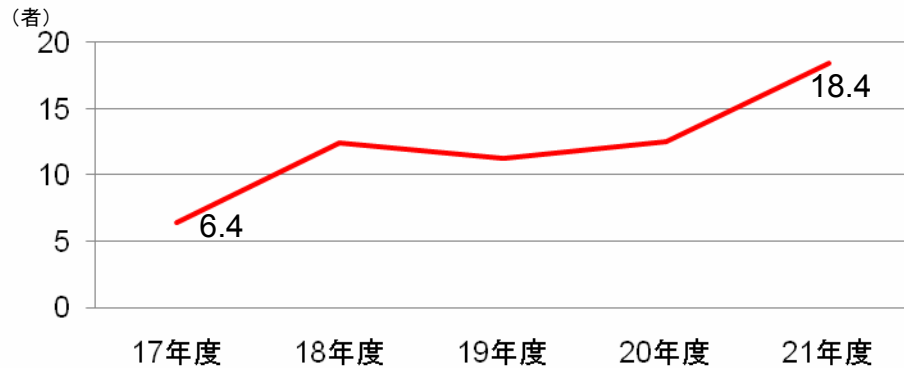
- ・調査基準価格を、国の調査実績に基づく水準に見直し
- ・予定価格等の事前公表の取りやめ

目指すべき姿

工事の品質確保、下請へのしわ寄せ防止 等

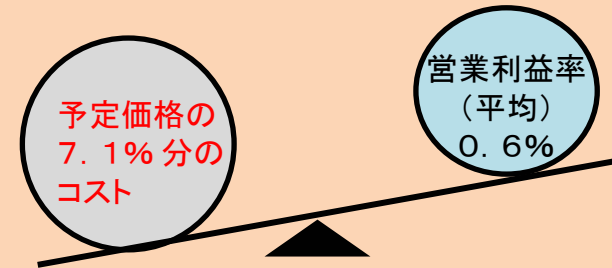
## 現状と課題

平均入札参加者数(国土交通省直轄のWTO対象工事※)



※国土交通省(港湾空港を除く)発注の一般土木工事

総合評価の技術提案・審査に多くのコストを要している(H21)



予定価格の7.1%が受発注者全体のコストとなっている。

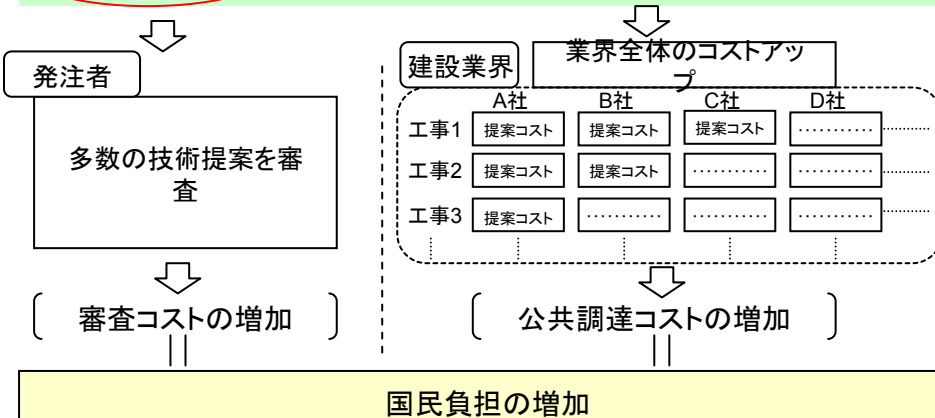
(平均入札参加者数18.4者※の場合の試算)

建設企業の営業利益率は0.6%。

(2010年7月 日建連法人会員決算状況調査)

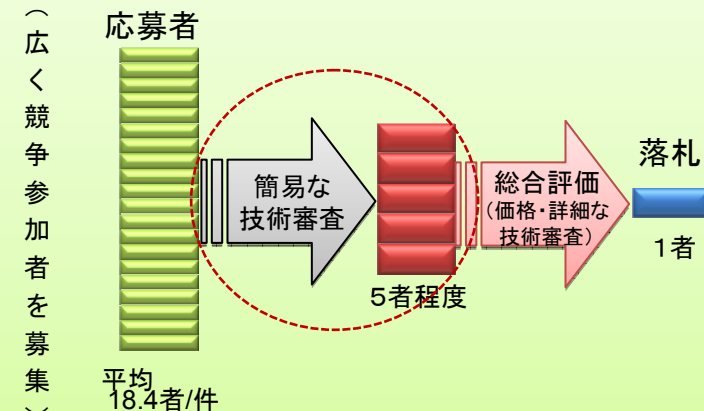
入札契約手続に要した審査コスト(発注者)及び技術提案コスト(建設企業)は、最終的には、国民負担の増加につながるおそれ。

平均入札参加者数が18.4者 多数の工事において、多数の企業が、多数の技術提案を作成。



## 課題を踏まえた対応の方向性

### 段階選抜のイメージ

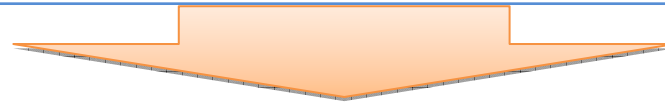


目指すべき姿

受発注者の手続コストの縮減

## 課題5 海外市場への積極的進出

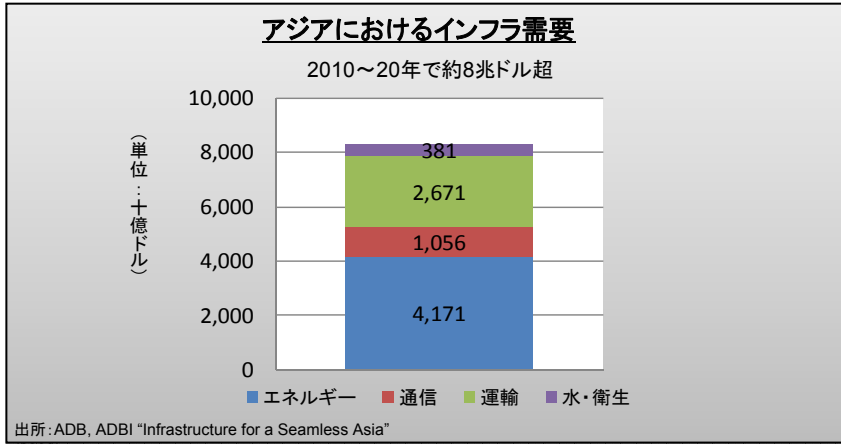
- 海外には膨大なインフラ需要がある一方、受注額が伸び悩み



## 対策5 海外展開支援策の強化

- 契約・リスク管理の強化
- 情報収集・提供、人材育成の強化等
- 投資協定の活用

## 1. 必要性



### 世界の建設投資の現況

(単位: 億米ドル)

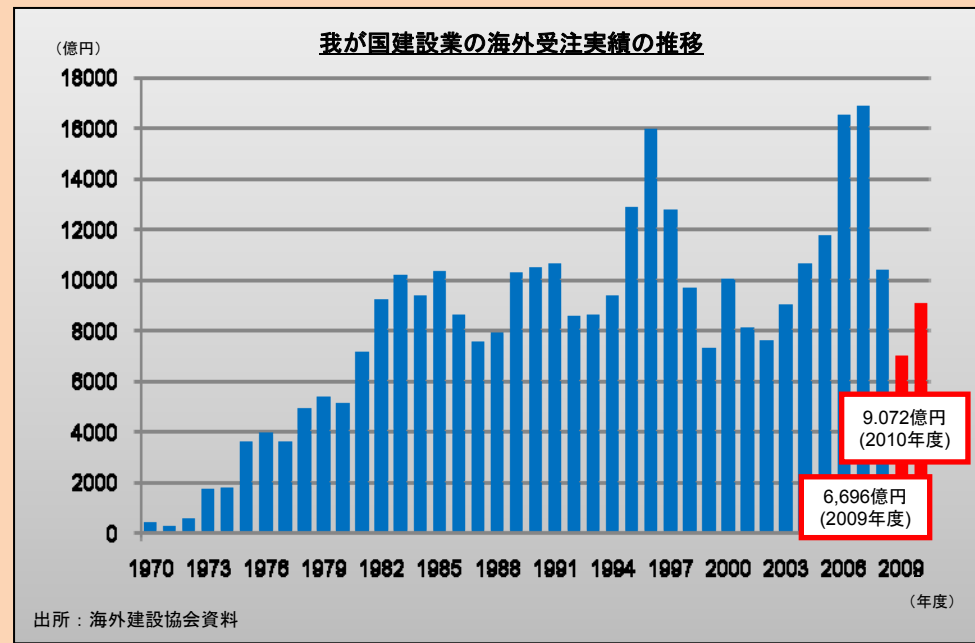
	日本	アジア太平洋	中東・アフリカ (MENA)
GDP	54,381.3	102,551.0	17,300.0
日本を100とした場合の割合	100	189	32
建設投資	4,454.3	25,898.0	1,087.0
日本を100とした場合の割合	100	581	24
建設投資の対GDP比	8.2%	25.3%	6.3%

出所: 財団法人建設経済研究所「建設経済レポート」2011年4月版

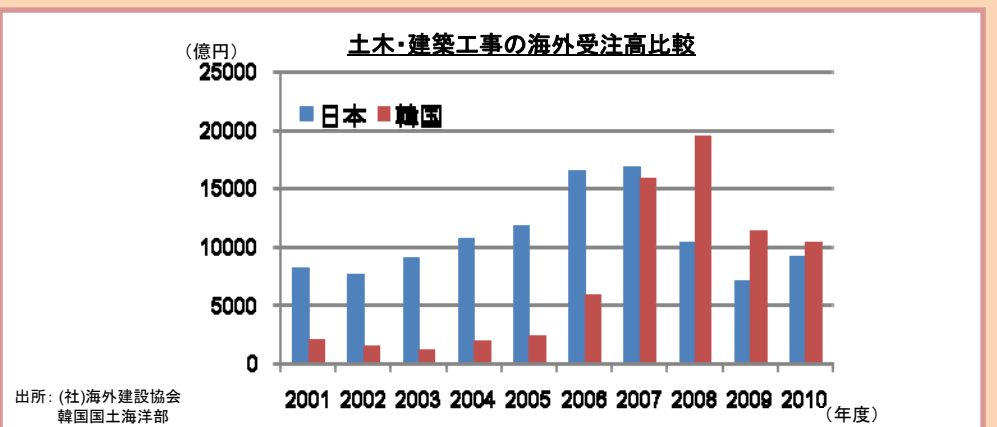
▶日本は2010年度、アジア太平洋、MENAは2009年。

新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)、国土交通省成長戦略(平成22年5月17日国土交通省成長戦略会議報告)においても、海外展開を推進することとしている。

## 2. 現状



○韓国等諸外国では政府が手厚い支援策を講じている例もあり、競争が激化。



- #### 【韓国の支援策】
- ▶「海外建設総合情報サービス網」により発注情報、建設環境情報等を提供。(155ヶ国)
  - ▶「海外建設教育訓練プログラム」の実施、教育・セミナーの実施。(年1,400人)
  - ▶「中小企業受注支援センター」における専門家による業務支援相談の実施。

## 3. 当面の施策の方向性

### 1. 契約・リスク管理の強化

- ・契約・リスク管理の重要性についての意識改革の推進。
- ・国内における国際的な発注・契約方式を取り入れた公共工事の実施の検討、試行。
- ・海外建設ホットラインの拡充。
- ・貿易保険の活用。

### 2. 情報収集・提供の強化

- ・主要国の建設環境情報やトラブル情報等を収集・提供する仕組みの構築。
- ・JETROとの連携強化
- ・中小企業向け相談窓口を設置するとともに、必要に応じ、専門アドバイザーとの相談をアレンジ。

### 3. 人材育成の強化

- ・業界における人材育成体制の構築。
- ・研修プログラムの作成、公開講座に対する支援。
- ・我が国留学生、外国人研修生等に関する海外建設人材情報データベースの構築支援。
- ・日本型の建設マネジメントについて経験等有する現地人材の育成。

### 4. 事業初期段階からの戦略的支援・海外進出意欲の醸成

- ・トップセールスの展開。
- ・建設企業等による案件形成支援。
- ・建設交流会議（PRセミナー）の開催、国際見本市への参画等。
- ・融資（JBIC、政投銀等）の活用促進。
- ・海外現地法人の海外建設工事の完成工事高等を経営事項審査の評価の対象とする方向で検討。

### 5. 国際建設市場の環境整備

- ・途上国等にみられる外国業者に対する外資制限の緩和等、非関税障壁の撤廃交渉（WTO、二国間）。
- ・投資協定（BIT）、経済連携協定（EPA）の活用。

## 目指すべき姿

各企業、業界団体、政府が一体となって、  
中小建設企業等を含めた我が国建設産業の海外展開を推進

## 課題6 過剰供給構造の是正

- 企業数としては過剰
- 震災により一時的に建設需要が増加しても、過剰供給構造そのものは変わらない



## 対策6 不良不適格業者の排除

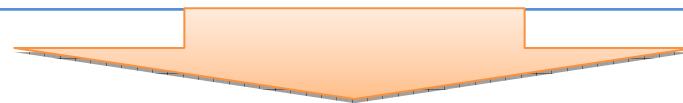
- 保険未加入企業の排除、技術者適正配置の徹底（再掲）
- 建設企業としての欠格要件の強化
- 都道府県との連携強化

	S55年度	H4年度	H22年度
建設投資額	50兆円 (100)	84兆円 (141)	41兆円 (66)
許可業者数	50万社 (1.0)	53万社 (1.1)	50万社 (1.0)
建設業就業者数	548万人 (1.0)	619万人 (1.1)	498万人 (0.9)
※建設投資額の欄の( )内はデフレーターを加味した数値			



## 課題7 東日本大震災

- 迅速かつ円滑な復旧・復興
- 特定の地域又は業種で一時的に供給不足となる可能性
- 被災地と原発地域の企業の支援



## 対策7 震災を受けた特別の対応

- 建設企業の役割を発揮させるための行政による支援等
- 地域企業と地域外企業の適切な活用
- 事業の早期着手のための随意契約や指名競争入札の活用等

平成23年6月3日現在

## 1. 関係機関に対する協力要請

- ①建設業団体に対し災害応急対策への協力について要請（3月12日）
- ②警察庁に対し緊急通行車両等確認証明書等の迅速な発行手続きについて依頼（3月13日）
- ③建設業団体に対しがれき撤去の促進について市町村等への協力を要請（5月20日）

## 2. 公共工事の円滑な実施と支払い

- ①既契約工事等の一時中止（直轄工事では3月15日に指示、地方へは3月16日に要請）  
（東北地方整備局の発注工事は原則一時中止、その他の公共工事も応急復旧に必要な範囲で必要に応じて中止）
- ②被災した工事等への本年度分の支払い（直轄工事では3月15日に指示、地方へは3月18日に要請）
- ③出来高確認のための資料作成が不可能な場合の取り扱い（3月18日）
- ④緊急復旧事業への円滑な前払金の支払い（3月16日）
- ⑤前払率の引上げ（4割→5割）（国は4月22日から、地方は4月27日から）
- ⑥前払金保証の事務処理の迅速化・円滑化について保証会社に要請（3月15日）
- ⑦当面の災害復旧事業における入札及び契約の取り扱い  
（随意契約、指名競争入札の活用等）（直轄工事・地方へは4月25日、各省庁へは4月26日に通知）
- ⑧建設企業の節電対策への配慮について依頼（6月3日）

## 3. 金融支援の拡充・改善

- ①地域建設業経営強化融資制度の拡充  
施工中工事の被災に伴う損害額（3月25日）や、ガレキ処理等も対象に追加（5月19日）
- ②下請債権保全支援事業  
保証債務の履行の積極的対応を要請（3月24日）、ガレキ処理等に係る債権の買取実施と保証対象に追加（5月19日）

## 4. 許可の有効期間等の延伸（政令、告示）

- ①建設業許可（被災地本業者）、経営事項審査（同左）及び監理技術者資格者証（被災地に住所を有する者）の有効期間を8月末まで延長（3月23日）
- ②変更届や監理技術者講習等の義務を震災により期限内に履行できなかった場合、6月末までに履行すれば免責（3月13日）

## 5. 建設資材の需給・価格動向の情報収集等

- ①建設資材の需給の安定に係る要請（3月29日）
- ②地方整備局等における建設業団体・資材団体との情報交換・実施  
（東北、関東、北陸地整：3月15日～、その他の地域：3月29日～）
- ③民間調査機関の情報収集・情報提供の強化の要請、窓口の開設（3月15日～）
- ④農林水産省・経済産業省との連絡会議の開催（3月15日～）
- ⑤「主要建設資材受給・価格動向調査」の情報提供の充実（4月25日～）

## 6. その他

- ①東日本大震災で被災した建設企業のためのホットラインを開設（4月18日～）
- ②「東京電力福島第一・第二発電所周辺地域の建設工事等における予定価格の適正な設定等」を発出（4月25日）

# 業務における総合評価落札方式について

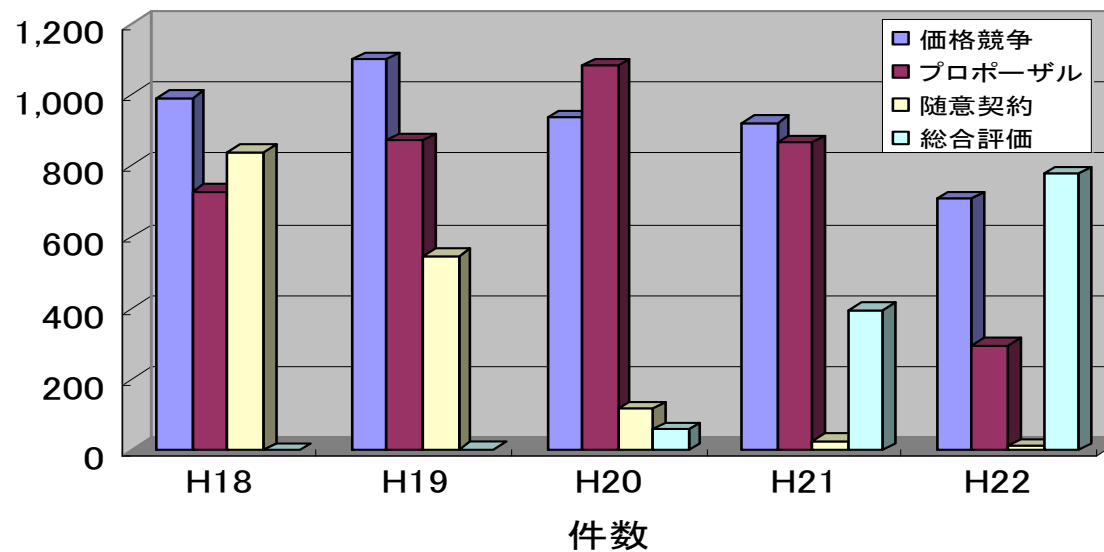


近畿地方整備局



# 業務発注件数の推移

業務発注件数の推移（港湾空港部除く、単価契約除く）



	H18	H19	H20	H21	H22
価格競争	993	1,101	937	923	708
プロポーザル	729	873	1,081	867	295
随意契約	841	546	119	26	12
総合評価	0	3	59	396	777
合計	2,563	2,523	2,196	2,212	1,792



## 業務の落札者の決定

### 入札契約方式

#### ☆価格競争

技術的工夫の余地が少ない業務

#### ☆価格＋技術 総合評価落札方式

技術的工夫の余地がある業務

#### ☆技術競争

技術力が要求される業務

#### ☆公募方式

官側より参加要件を提示し参加希望者を募る  
参加希望者から提出された参加表明書により業者を選定

※公募型は官報告示  
簡易公募型は新聞公告

#### ○公募型競争入札

#### ○簡易公募型競争入札

・参加表明書により入札参加者を10者選定

・最低価格をもって入札した者と契約

・価格評価点＋技術評価点の最も高い者と契約

#### ○公募型プロポーザル

#### ○簡易公募型プロポーザル

・参加表明書により技術提案書提出者を3～5者選定

・技術提案内容のヒアリングにより技術的に最適な者を特定し、随意契約

### 参加者の選定方法

#### ☆指名方式

官側において、経営状況・業務成績・誠実性・地域特性等を考慮し業者を選定

#### ○指名競争入札

・入札参加者を10者指名

・最低価格をもって入札した者と契約

・価格評価点＋技術評価点の最も高い者と契約

#### ○標準プロポーザル

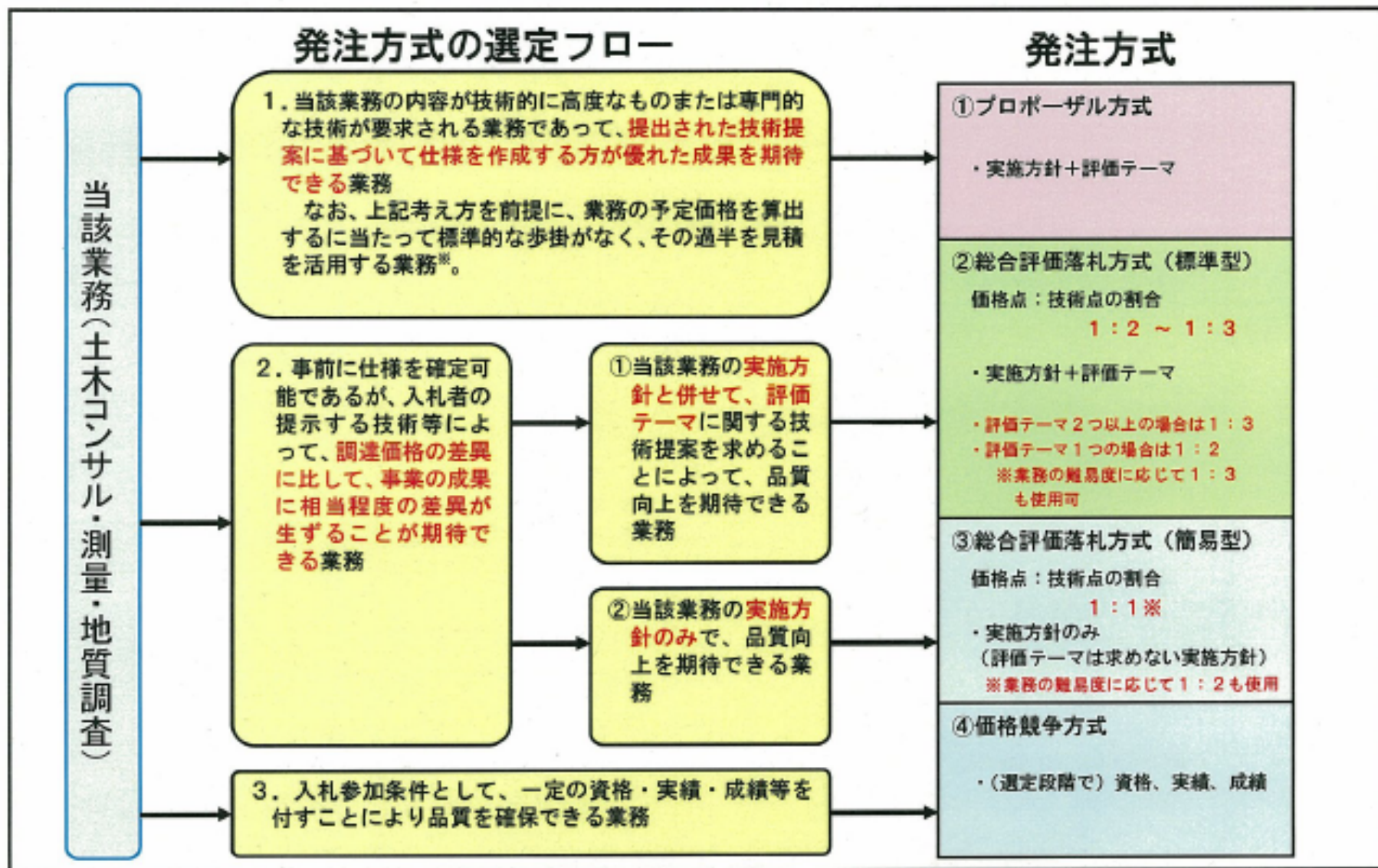
・選定した5者に対し技術提案書提出を要請

・技術提案内容のヒアリングにより技術的に最適な者を特定し、随意契約





# 発注方式の選定フロー



※ 予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争入札方式を選定できる



# 標準的な業務内容に応じた発注方式事例(河川)





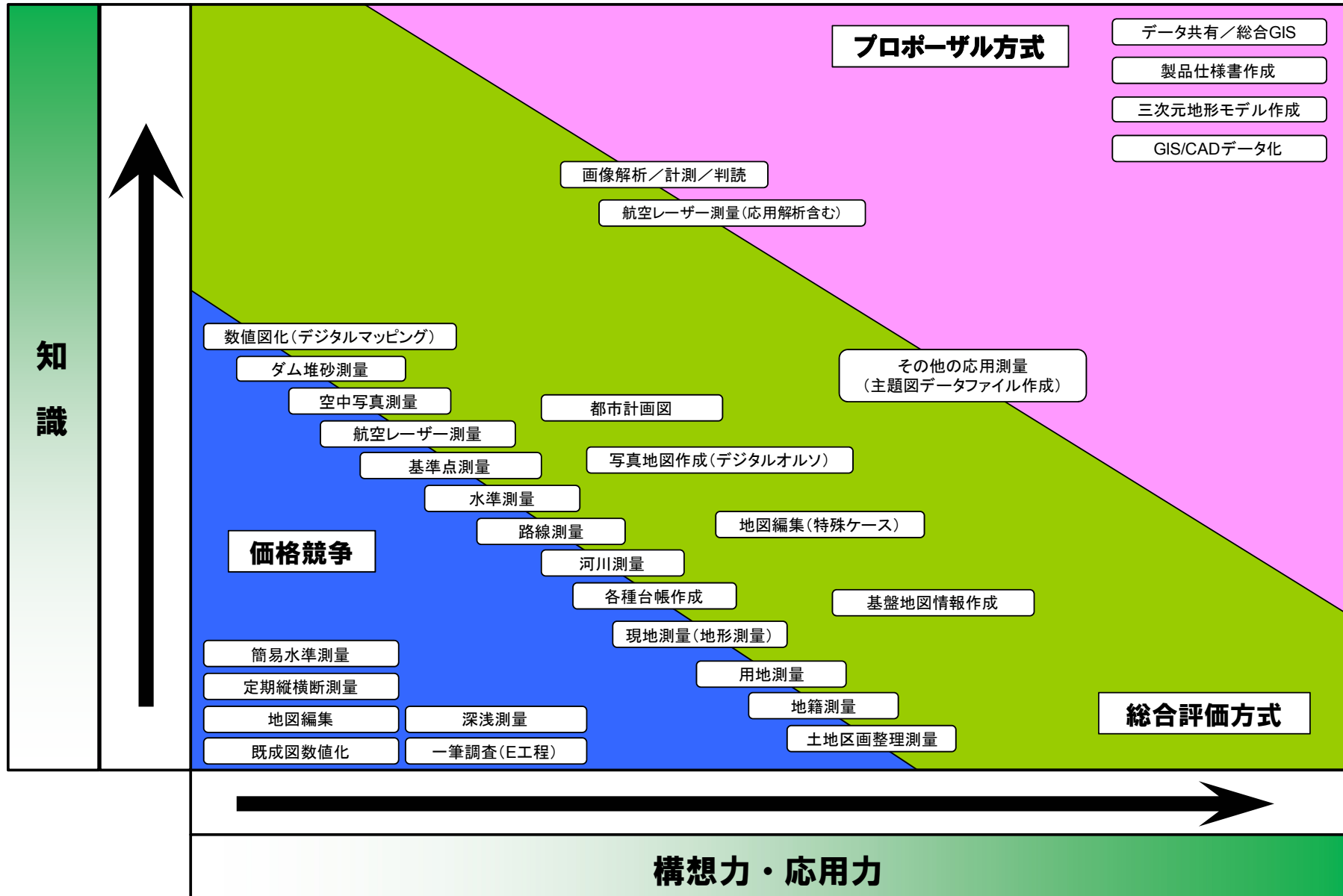
# 標準的な業務内容に応じた発注方式事例(道路)





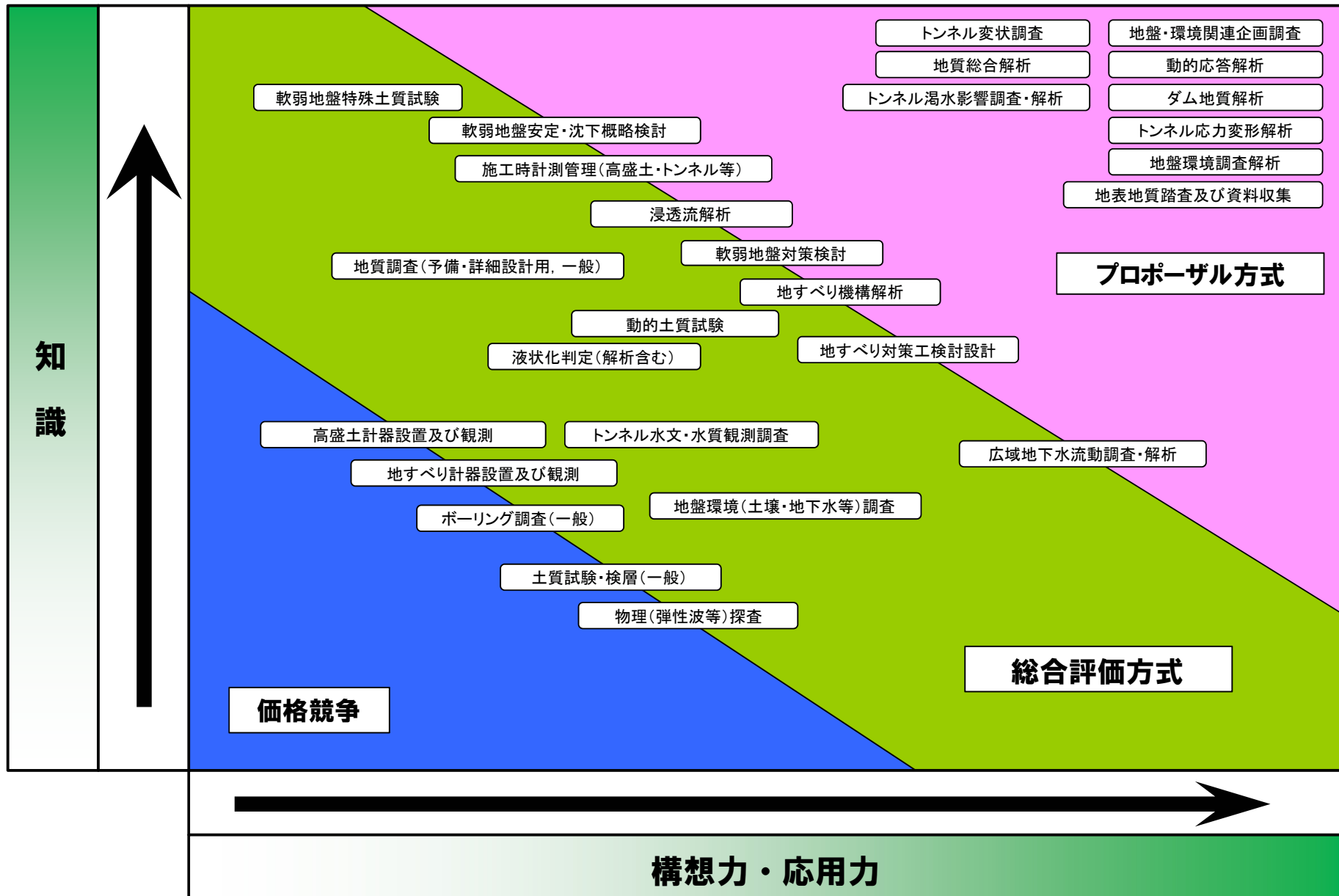


# 標準的な業務内容に応じた発注方式事例(測量)





# 標準的な業務内容に応じた発注方式事例(地質調査) 8





入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の算出方法としては、**加算方式**を基本とする。

ただし、今回定めた加算方式以外の方法を用いる場合は、財務大臣協議を行う必要がある。

## 加算方式を採用した理由

- 建設コンサルタント業務等の特徴として、業務成果の良否が建設コストや維持管理コストを大きく左右するため、受注者の技術的能力に重点を置いた選定が必要
- 資材購入や下請による労務調達等の割合が大きい工事に比べて、購入・再委託の割合が小さいため、落札率を下げやすい傾向がある



## 評価値の算出方法

○評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

○価格評価点と技術評価点の配分 = 1 : 1 ~ 1 : 3

(価格評価点 20 ~ 60 点 : 技術評価点 60 点)

○技術評価点の評価項目例

- ・業務への取組方針 : 業務実施の着目点・実施方針
- ・技術提案 : 評価テーマに対する提案
- ・技術者資格 : 技術者資格及びその専門分野
- ・業務執行技術力 : 同種及び類似の業務実績・業務成績
- ・手持ち業務 : 手持ち業務の金額及び件数

○価格評価点 =  $20 \sim 60 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

○技術評価点 =  $60 \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$



発注方式	選定・指名段階の技術評価	特定・入札段階の技術評価	技術提案の内容	ヒアリングの実施	価格点:技術点の設定
①プロポーザル方式 の評価項目		<p>3~5 者程度を選定</p> <p>(1:3の配点イメージ)</p>	実施方針 および 評価テーマ	実施	—
②総合評価落札方式 (標準型) の評価項目		<p>原則10者以上を指名</p> <p>(1:2の配点イメージ)</p>	実施方針 および 評価テーマ	実施	1:3 } 1:2
③総合評価落札方式 (簡易型) の評価項目		<p>原則10者以上を指名</p> <p>(1:1の配点イメージ)</p>	実施方針 のみ	実施	1:1  ※業種の難易度に応じて1:2も使用可



## 低入札の状況

業種区分	H20年度			H21年度			H22年度(速報値)		
	対象発注 件数	低入件数	低入発生 率	対象発注 件数	低入件数	低入発生 率	対象発注 件数	低入件数	低入発生 率
測量	79	26	32.9%	92	22	23.9%	67	20	29.9%
土木関係建設コンサルタント	254	100	39.4%	554	154	27.8%	739	137	18.5%
建築関係建設コンサルタント	3	0	0.0%	3	0	0.0%	4	3	75.0%
地質調査	83	53	63.9%	65	38	58.5%	54	20	37.0%
補償関係コンサルタント	82	18	22.0%	85	23	27.1%	53	22	41.5%
計又は平均	501	197	39.3%	799	237	29.7%	917	202	22.0%

※価格競争のうち予定価格が1000万円を超える業務(港湾空港部を除く)



# 品質確保のための低入札対策

対策		対策の内容
発注者の対策	業務内容の明確化 特記仕様書の充実	・具体的な数量の明示 ・明確な業務内容の明示
	見積もり採用時の歩掛明示	・参考見積書を使用した場合は、総人工数を参考資料として提示
受注者の対策	成績により、業務実績を制限	・低入札業務は成績評定が70点未満は企業の実績として認めない・通常業務でも、成績評定が65点未満は企業としての実績を認めない・成績評定が65点未満の業務は技術者の実績として認めない
	低入札価格調査	・低入札業者に対して、理由・積算内訳・実施体制等について調査を行い、契約相手方と するかどうかを決定する
	完了時コスト調査	・業務完了後、業務原価調査を行い、官の積算内訳と比較して、低価格で履行可能な理由 を把握する
	著しい低入札業務の詳細調査	著しい低入札は、低入札価格調査時に過去に実施した同様の業務のコスト実績を求める
	第三者照査	照査を行う低入札業務については、発注者の承諾した第三者による照査を義務づける
	表彰制限	低入札業務は優良業者表彰の対象外とする
	手持ち業務量の制限を強化	管理技術者の手持ち業務量を半分に制限（適用：H21.10.13～）
	調査基準価格の見直し	低入札価格調査対象範囲の拡大（適用：H22.4.1～）
	履行確実性の評価	履行確実性の確認のため資料提出を求め、ヒヤリングを行う（適用：H22.6.21～）

◆総合評価落札方式の低入札業務においては業務成績評定点における低評価が顕著になる傾向があり、技術提案内容が適正に履行されないおそれがある。



◆当分の間、技術提案の評価項目に「**履行確実性**」を加えて**技術評価を試行実施**

※建設コンサルタント業務等における総合評価落札方式に関する新たな品質確保対策の試行について

(平成22年4月27日国土交通省大臣官房技術調査課長通達)

◆対象業務

・**総合評価落札方式による予定価格が1千万円を超える業務**

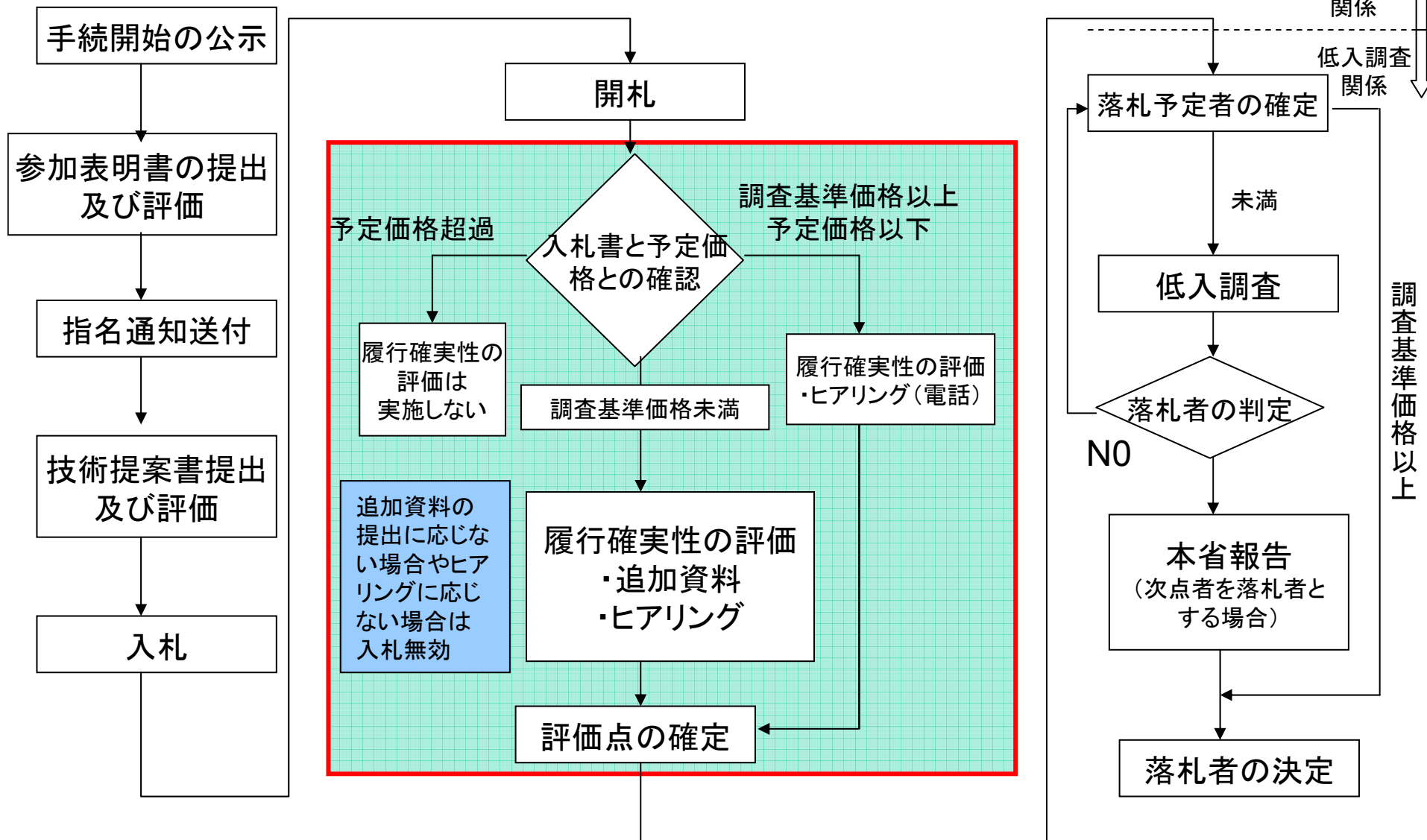
◆適用

平成22年6月21日以降に入札手続を開始する業務





## 審査・評価フロー





## ◆技術評価点の算出方法

- ① 予定技術者の経験及び能力
- ② 実施方針など
- ③ 評価テーマに対する技術提案
- ④ **技術提案の履行確実性度**（5段階評価 1.00、0.75、0.50、0.25、0.00）

技術評価点 = 技術評価点の配点(60点) × (① + (② + ③) × ④) / (技術評価のウエイトの合計)

価格点	① 予定技術者の経験及び能力資格・実績・成績・表彰等	② 実施方針	③ 評価テーマ
-----	----------------------------	--------	---------

④を乗じる

価格評価点	技術評価点 満点60点
-------	-------------



## ●平成22年度

対象件数* <sup>1</sup>	うち審査対象 業務数* <sup>2</sup>	審査対象 会社数	うち辞退	うち審査実施	
					うち落札者
104件	44件	123社	117社	6社 (6件)	0

\*1 総合評価落札方式で予定価格が2千万円を超える業務

\*2 調査基準価格以下の応札があり資料提出を要請した業務

## ●平成23年度(5月末までに契約した業務)

対象件数* <sup>1</sup>	うち審査対象 業務数* <sup>2</sup>	審査対象 会社数	うち辞退	うち審査実施	
					うち落札者
381件	68件	102社	85社	17社 (17件)	0

\*1 総合評価落札方式で予定価格が1千万円を超える業務。但し、平成23年3月31日までに入札手続きを開始した業務は2千万円を超える業務。

\*2 調査基準価格以下の応札があり資料提出を要請した業務